

南京に到着した西中佐は鋭意調査につとめたが、過誤による爆撃を認めた海軍のほか、避難中のボートに対し陸兵が射撃したという件については陸軍が初め、これを認めず、『山崎日記』十二月十六日参照)、交渉が行き詰まった。しかし後に、海軍の有馬参謀が、国崎支隊の一部隊が民船で揚子江上を機動中、中国兵と誤認して発砲したという事実を耳にし、第三艦隊参謀高田利種少佐が東京へ飛び、結局陸軍側もこれを認めた。そこで高田少佐は二十三日午後五時半、山本五十六海軍次官、柴山兼四郎陸軍省軍務課長とともにグルー大使を訪問、率直に陳謝した。(高田利種氏証言)

十二月二十二日の大本営陸軍部発表、二十三日の西中佐の外国人記者会見、および二十四日ワシントン國務省発表の「上海米海軍査問委員会報告書」によれば、付近を民船で行動中の陸軍部隊は誤認発砲の後パネー号に乗艦したが、その間も海軍機の攻撃は続行され、日章旗を振つての合図も空しく日本陸軍側にも死者二、負傷四を出している。

十二月二十四日、広田外務大臣はグルー駐日米国大使を招き、事件は全くの過誤に基づくもので、誠意をもって賠償等の米国側要求を容れ陳謝するとの正式回答文を手交した。これに対し二十六日、グルー大使は広田外相に満足の意を示す米政府通牒を通告、ここにパネー号事件は解決した。

ついで十二月二十八日、広田外相はクレイギー駐日英国大使を招き、レディバード号事件に対し、朝霧に加えて煙幕による遮蔽のため英国旗が見えず敵艦と誤認したもので、戦場の実相止むを得ざるものがあるが、その結果については真に遺憾である旨の回答文を手交した。英国にはなお不満が残ったが、米国が満じた以上同意せざるを得なかった。

第六章 南京攻防戦の結末

我が陸軍が上海戦線に参加してから百有余日にして首都南京は陥落した。上海の陣地戦で大きな損害を蒙った我が軍も、江南の追撃戦では比較的軽微な損害を出しただけで首都を占領したのである。

しかしながら蒋介石政権は、既定の方針どおり漢口、重慶に政府機関を移し、米・英・ソ等の援助のもとに徹底抗戦を続けた。

本章においては、この南京攻防戦の総締めくくりの意味で、主として我が軍の戦果と蒙った損害、とくに捕虜や摘出逮捕した敗残兵、便衣兵に対する対応、および南京防衛中国軍約七万の行方等を中心に考察し、併せて中国一般市民の被害と収容された中国軍の捕虜の状況にも触れることとする。

〔検証の姿勢と問題点〕

本章においては、公式史料を主とし、当時の参戦者の日記や証言を従として検証するのであるが、本論に入る前に数の問題、まぎらわしい用語について触れておきたい。

(1) 「数」に対する対応

本章においては、当然のことながら、我が軍の戦果にしても損害にしても、すべて数字で表現されるわけであるが、これらの数字に対しては「我が軍の死傷者数」以外はたとえ公式史料の数字といえども、まず疑わしいものとして対応した。それはなぜか。

我が軍の死傷者数は、兵員の補充、負傷兵保護、靖國神社合祀等の手続上正確を要するが、およそ戦場においては、一般的に「敵の兵力に関する報告は過大であることが多い」、「敵に与えた損害に関する数字は誇張されているこ

とが多い」、「我が軍に不利なことや損害に関する対外的発表は隠されたことが多い」のである。大東亜戦争間、たとえ政戦略的配慮があったとしても前線からの戦果報告がいかに誇大であったか、また我が軍の損害をいかに少なく発表したか、ために根本の作戦指導すら誤ったことが多かったことは我々の記憶に新たなところである。

世人には「従軍者の記憶にある数字だから」、「某部隊長の当時の日記や手記にある数字だから」、「当時の戦闘詳報など公式文書に書かれている数字だから」と、無条件にこれが正確な数だと引用する人がある。それらが貴重な一次史料であることに間違いはないが、「数字に関する限り」そのままは信用できないのである。咄嗟の間に見た敵の兵力は過大となるのが戦場の心理であり、敵に与えた損害、遺棄死体数、捕虜の数など「戦果」に属するものは、誇大に報告されるのが組織の常なのである。

特に咄嗟の間に見た敵の兵力は正確には数え得ないことが多く、作戦の様相によってその確否の度合いは異なってくる。遺棄死体数など「戦果」に属するものは、各部隊集計の重複等による誤差のほか、部隊の「手柄」に関することは誇大に報告されることが多い。

阿南惟幾中将が第十一軍司令官当時の日記（防衛研修所戦史部史料『阿南日記』）には「戦果に関する数字は慣例に従って三倍に計上した」という意味の記述がある。また逆に、被害を告発する立場からあげる数字は誇大に流れやすいと思う。

(2) 捕虜（俘虜）、投降兵、敗残兵、便衣兵等の用語の解釈について

公式文書や日記に表われるこれらの用語は、その解釈が明確でなく、誤って使用されている場合がまま見受けられる。

◇捕虜（俘虜）とは、一九〇七年十月十八日の「ヘーグ」条約附属書「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」第一款「交戦者」第一章「交戦者の資格」第一条「民兵と義勇兵」第二条「群民兵」第三条「兵力の構成員」等の各条において、正規兵のほか、これら交戦者の資格がきめられ、「これら交戦者は敵に捕はれたる場合においては俘虜の取り扱いを受けるの権利を有す」と述べられている。

つまり、正規兵のほか、民兵、義勇兵、群民兵なども、1、責任を負う指揮官が存在し、2、遠方から認識できる固着標章をつけており、3、武器を公然携行し、4、戦争法規・慣例を遵守しておれば、敵に捕われた場合、捕虜となり得る。

以上は法解釈に基づく捕虜の定義であるが、戦場の実態に即した捕虜とは、意識不明の重傷者など特例を除き、通常予め武器を捨てまたは自衛の手段尽きて投降の意思表示をなし、かつ我が方に収容されてはじめて捕虜の取り扱いを受けるものである。

用語が明らかに誤っている一例をあげれば、『佐々木少将私記』のなかに、「捕虜統々投降し来り……」と記述せられているが、これは「敵兵統々投降し来り……」の意である。

◇投降兵とは、戦闘間投降の意思表示は為したが、これを捕えて捕虜とするか否か、未だその過程にある敵兵である。

◇敗残兵とは指揮系統をはなれ逃走中の敵兵である。概して抗戦意志と能力を秘めていることが多い。

◇便衣兵は、戦時国際法では次のように解釈されている。

交戦資格は、交戦国が正規に任命する軍人に原則として帰属する。普通人民は、後に述べべき若干の例外の場合を

除くの外は之を持たない。交戦国民たると中立国民たるとを問はず、又自己の発意に依るか交戦国政府又は軍隊の命令に依るかを問はず、私人が本節の冒頭に列挙した各種の手段に従事する時は、敵交戦国の手に捕へられた場合に戦時犯罪人として処罰せられる。又本来交戦資格を有する軍人と雖も、其の資格を表示する制服を脱して、私人に変装して右の行為に従事する時は、同一の地位に立ち、軍人に与へらるべき俘虜の待遇を受けることを得ない。蓋し交戦国の軍隊は、敵の軍人は之を発見すると共に攻撃する事を得るが、平和的人民の生命は是を保護する義務を負ふものであるから、此の平和的人民の地位を利用して為される敵対行為は、軍人たる資格を表示して為される攻撃以上に危険を齎す。故に交戦国は一般予防の手段(deterrent)として、斯かる行為を処罰する権利を与へられるのである。

法学博士田岡良一著『増補 国際法学大綱下巻』一九九〇二〇〇ページ

第一節 日本軍の戦果と損害

本節においては中国軍に対し直接与えた人的損害と、中国軍から鹵獲した主要兵器の物的戦果および我が軍の死傷者について考察した。

中国軍に与えた損害（第三国側及び中国側史料による）

ニューヨーク・タイムズ南京特派員、F・ティルマン・ダーディンは、一九三八年（昭和十三年）一月九日掲載記事に次のように述べている。

「中国軍は、近代軍事戦略の指示するところにすべてそむき、南京の防衛を行なうにあたって、みずから畏にかかって包囲されるにまかせ、少なくとも三万三〇〇〇と数えられる兵力が殲滅された。これは南京保衛軍のおよそ三分の二にあたるもので、このうち二万名が死刑に処された。」

ダーディン記者は南京保衛軍の総兵力を約五万と判断し、その中で三万三千が殲滅され一万七千が生き残った。殲滅された三万三千の内訳は戦死一万三千、捕虜や敗残兵等の処断されたもの二万と推定している。

また同記者は同日付記事に「両軍の死傷者多数」とし、次のように述べている。

「南京占領のための戦闘中、双方ともに多数の死傷者が出たことに疑いはないが、中国側の死傷者の方が大きかった。包囲戦中の日本軍の死傷者は実際に総計一〇〇〇〇人くらいのものであるが、中国側の死傷者は三〇〇〇から五〇〇〇、いやそれ以上にのぼるであろう。」

この推定死傷者数は、その期間や場所が詳かでない。南京の外周陣地や復廓陣地の攻撃における日本軍の戦死傷者の累計実数は、千名などという数字ではなく、後掲の第三表にあるごとく六、一七七名の多きを数えている。これから推察すると、中国軍戦死傷者数は我が方の数倍にのぼる龐大なものであろう。

中国側が発表した何応欽上将の軍事報告（中国現代史料叢書）附表三〇（軍政部軍務司製・民国二十九年〇六月）によれば、「第三戦区の昭和十二年即ち上海戦の初めから南京戦の終了までの間における中国軍の戦死傷者数累計九八、三四〇人、そのうち戦死者は三三、〇〇〇人」と記されている。この数字は南京戦だけについての戦死傷者数を区分して記述されていないが、当時、国民党軍軍政部長の要職にあった何上将の軍事報告であるから参考のため併記した。

以下、我が軍の戦闘詳報等公式文書や当時の高級指揮官等の日記に記述されている中国側の損害を、(1)中国軍遺棄死体数、(2)中国軍戦傷病者数、(3)中国軍捕虜、摘出逮捕された敗残兵、便衣兵の三つに区分して述べる。

中国軍遺棄死体数

公式文書を主体とし、日記等で補った遺棄死体数は第一表のとおりである。

そもそも遺棄死体数は概数を報告するのが建て前である。中隊、大隊、聯隊と累算する間に誤差が大きくなり、また隣接部隊との境界付近では両部隊間に重複することもある。また、部隊の功績ともなれば、その数が過大に表現されることは人情の常であらう。

第一表 南京付近の戦闘における中国軍遺棄死体数

部 隊	遺棄死体数		根拠史料	摘 要
	公式文書	日 記		
1 山田支隊(歩六五基幹)		約一、〇〇〇	『飯沼日記』	
2 第十六師団	歩 三三	約 一、〇〇〇	『飯沼日記』	十日以降のもの(敗残兵の処断を含む)
	歩 三八	約 一、〇〇〇	『佐々木私記』	
	歩 九	約 一、〇〇〇	『中沢資料』	
	歩 二〇	約 一、〇〇〇	『飯沼日記』	
3 集成騎兵隊		約 七〇〇	『飯沼日記』	
4 第九師団	四、五〇〇		師団作戦経過の概要	
5 第三師団(歩六八基幹)			戦闘詳報	十三日における武定門、通済門付近の戦闘間のもので大きな数ではない。
6 第一百十四師団	五、八〇〇		戦闘詳報	將軍山以降のもの
7 第六師団	一四、九〇〇		戦時旬報	牛首山以降のもの
8 国崎支隊(歩四一基幹)	一、四三〇		戦闘詳報	主たるものは、十一日揚子江渡河後のもの
9 海軍		約一万	『飯沼日記』 『泰山日記』	
数 字 集 計	三三、四六〇	約二万数千		

右表の総累計は約五万数千となる。しかも第十六師団の十二月五日から九日までの外周陣地攻略間、湯山付近、孟塘、大胡山、復興橋付近の戦闘があり、当然数千に近い遺棄死体があったのであろうがこれらは記述されておらず、

これらを加算すれば約六万となる。この数字は中国防衛軍の総兵力判断六〇七万と比べ著しく過大である。

なお、参考のため当時の上海派遣軍発表による中国軍遺棄死体数は次表のとおりであるが、今日これを検討すれば著しく過大と言わねばならぬ。

上海派遣軍発表月日	遺棄死体数	掲載新聞月日	備考
昭和十二年十二月二十七日	五三、八七四	東京日日 十二月二十八日	
昭和十二年十二月二十九日	八四、〇〇〇	朝日 十二月三十日	同日の記事に捕虜一万五百と併記している

中国軍戦傷病將兵

我が軍の公式文書は中国軍戦傷病者の数、状況について触れたものはない。ただ過去の戦史的統計をもとにして、中国軍戦死者数から類推の域を出ない。

南京城内における中国軍戦傷病者の情况について、ダーディン記者は一九三八年一月九日のニューヨーク・タイムズに次のように記している。

「宣教師であるジョン・マギー師が外国人の委員会の先頭に立って、籠城中に負傷した多数の中国兵の看護をするのに英雄的な努力をした。中国軍側のもつ負傷者治療施設はきわめて貧弱なものであった。病院はあるにはあったが、医師と看護婦の数はどうにもならないほど不足しており、病院の多くは一部の師団の人員にのみ開放されていた。実際に攻略がおこなわれた間中、マギー師の委員会は市内の医療材料を現に開かれている病院のために整理し、負傷者をこれらの病院に輸送するのに努力を傾けた。病院はおびただしい数の傷病兵をとうていさばききせず、籠城

戦の間、市内の街路のいたるところに中国人負傷者の見られたのが、全体の悲劇的な様相をもっとも凄惨なものにしていた。負傷した男たちがびっこを引いて歩きまわり、身をひきずるようにして小路を歩いており、メインストリートでは何百人となく死んでいった。

アメリカ布教団経営の大学病院（鼓楼医院）は、戦闘中も手術を続け、一般市民の負傷者の治療に役立たせようとする努力がなされた。兵士もごく少数が入院を許された。二人のアメリカ人医師および二人のアメリカ人看護婦は昼夜を分かたず仕事にはげみ、少数の中国人助手とともに二〇〇人近い患者の看護をした。

日本軍が市を占領すると、戦傷者救護委員会はただちに国際赤十字の支部として再編され外交部の建物内にあった中国陸軍病院を接収した。配置できる輸送手段はすべて市内全域に派遣されて、負傷した中国兵を運びこんできた。市内にとどまっていた中国人医師と看護婦が集められて、この病院で仕事をするようになった。

最初、日本軍はこの病院の活動を自由にさせていたが、十二月十五日水曜日の朝になると、外国人の立ち入りを阻止し、入院中であつた五〇〇人の中国兵の運命については何らの言明もおこなわなかった。」

なお『中沢三夫氏口供書』によると、南京は上海戦当時から後方兵站基地であると共に前線傷病兵の収容基地でもあり、個人の住宅にまで多数の負傷兵が充満し、医薬の香がただよっていた旨記されている。

我が軍関係の記録はきわめて少ないが、『中島師団長日記』の十二月十三日の項に「中央大学、外交部及陸軍部ノ建築内ニハ支那軍ノ病院様ノモノアリ支那人ハ軍医モ看護人モ全部逃ゲタラシキモ一部ノ外人ガ居リテ辛フジテ面倒ヲ見アリ」と記述せられ、また『佐々木少将私記』の昭和十三年一月五日の項に「外国宣教師の手中に在りし支那傷病兵を捕虜として収容」という簡潔な記事がある。

以上のような南京城内における戦傷病者の状況から推察すると城外における中国軍野戦治療機関に収容された戦傷

病者の悲惨な状況は想像に難くない。

また『偕行社記事』昭和十四年四月号には「南京、上海抗戦に得たる経験と教訓」(「前進」述・八十八師青年将校の言)として、次のように掲載されている。

「敵軍(日本軍)の救護に対する組織は我に比し完備しあり、常に其の担架兵は匍匐前進して死傷者を救護するを見たり。我が方(中国軍)を顧みるに、一般師団長は平時この点に対し頗る軽視しありて、担架兵の定員は既に不足し、訓練は全くなく、為に負傷者の多くは出血過多のため治らず、また死者すら放棄するものあり。」

これらの資料からみると、前記遺棄死体数の中には治療不完のため落命した戦傷病者や、後送不能のため落命したものが多数含まれているものと思われる。

捕虜、敗残兵、便衣兵

南京攻防戦においては、捕虜や我が軍の手中に落ちた敗残兵、便衣兵が他の会戦に比べて非常に多いことが第一の特色である。

捕虜の多かった理由は何であろうか。当初南京防衛総司令官唐生智は南京固守を決意し、背後に揚子江という大河をひかえているにもかかわらず左岸へ撤退のための渡河器材は僅少で、ジャンク・蒸気艇数隻程度にすぎなかった。蒋介石の二度に亘る命令により決心を変更し、十二月十二日午後五時、防衛軍に退却命令を下達したが、その時機は、すでに日本軍による包囲のほぼ完成の時期であり、遅きに失していた。

さらに唐生智と直属部下は同夜八時、いち早く対岸の浦口に逃れたため、残置された諸隊は指揮官なき烏合の衆と化し、一部は下関―浦口及び烏竜山地区から渡江し、主力は我が方面軍の右翼地区(山田支隊、第十六師団正面)と

左翼地区(第六師団の江岸正面)に退却方向を選ばざるを得なかった点があげられる。

第二の特色は、南京城内安全区内に敗残兵、便衣兵が遁入潜伏し一般市民と混淆した結果、掃蕩が極めて複雑困難なものとなったことである。安全区内の掃蕩を誘発した主因ともいえる安全区の中立性(非武装化)侵犯の経緯について、ダーデン記者は一九三八年一月九日のニューヨーク・タイムズに次のように記している。

「南京安全区は完全に成功したといえないまでも、多数の一般市民の生命を救う手だてとはなった。地区を完全に非武装化し、籠城中、地区の中立性を尊重させることこそ、外国人の推進者の目的とするところであった。完全非武装化は決して達成されることなく、南京防衛の最後の数日間、中国兵がこの地区に流れこんできた。」

これら多数の、捕虜や摘出逮捕した敗残兵、便衣兵の取り扱いがいわゆる「南京事件」の重要要素の一つをなすものであるが、対応の詳細については第二節に譲り、本節においてはその概数だけについて触れておこう。

捕虜や摘出逮捕された敗残兵、便衣兵の総数は、我が方の公式文書や指揮官日記等に記載されている数字をそのまま単純加算すると、後掲第五表のように約四万一千人である。

この約四万一千人のうちには、南京付近の捕虜收容所に收容されたもの、戦場において投降收容され釈放されたもの、一旦收容されたが機をみて逃亡したものなど生存を完うしたものも多く、或は收容後の我が方の対応不明のものや処断されたものなどを含み、我が軍の対応はまちまちである。

この約四万一千という数字も、さきの遺棄死体数同様に過大なことは本章の冒頭に述べたとおりである。

我が軍の鹵獲兵器

南京戦において我が軍の鹵獲した主要兵器は第二表のとおりである。

第二表 南京戦における日本軍の主要鹵獲兵器

計			国崎支隊 (歩四一基幹)	第六師団	第一百十四師団	第三師団		歩七(城内)	第九師団	第十六師団	部隊		鹵獲兵器
						Ⅲ/68i	I/68i						
20								8		12	重	砲	
47	13	19		12				2	5	13	野	砲	
		15		3	2	6	4	山	砲				
276			10	180	5	4	2	10	5	60	迫撃砲		
25								1		24	高射砲		
2,523	1,722	496	22	1,700	75	5	2	12	12	390	機関銃		
		305			2	2	4	33	14	250	軽機関銃		
18,376			625	11,000	844	20	7	960	420	4,500	小銃		
14								4	7	3	戦車		
4					2			2			対戦車砲		
180万			28,000	90万	78,000			39万	40万		小銃弾		
10.7万			480		20,000	6,500	20箱	55,122	25,000		手榴弾		
4									4		飛行機		
			戦闘詳報	師団戦時旬報	戦闘詳報	戦闘詳報		戦闘詳報	師団作戦経過の概要	師団作戦経過の概要	準拠史料		

なお第二表記載の第六師団戦時旬報とは別に、昭和十三年一月二十七日、谷師団長の軍状報告には、小銃二十七万、機関銃千五百挺、軽重砲百二十門、小銃弾四十五万発、砲弾二十一万発と記されている。

我が軍の損害

南京戦における中支那方面軍の戦死傷者数は第三表に示すとおりである。

第三表 南京戦における中支那方面軍の戦死傷者数

合 計	第 十 軍			上 海 派 遣 軍				部 隊	戰 死	戰 傷	計	準 拠 史 料	
	国 崎 支 隊	第 六 師 団	第 百 十 四 師 団	第三師団		第 九 師 団	第 十 六 師 団						山 田 支 隊
				歩六八第三大隊	歩六八第一大隊								
一、五五八	二六	三〇六	二六〇	〇	一	四六〇	五〇五	不 明					
四、六一九	九七	八八四	七九〇	一	二	一、一五六	一、六八九	不 明					
六、一七七	一二五	一、一九〇	一、〇五〇	一	三	一、六一六	二、一九四	不 明					
	十二月三日～十二月十五日 「戦闘詳報」	十二月三日～十二月十三日 「師団戦時旬報」	十二月六日～十二月十四日 「戦闘詳報」	「戦闘詳報」		十二月六日 淳化鎮以降 「師団作戦経過の概要」		十一月十三日～十二月二十四日 「師団状況報告」					

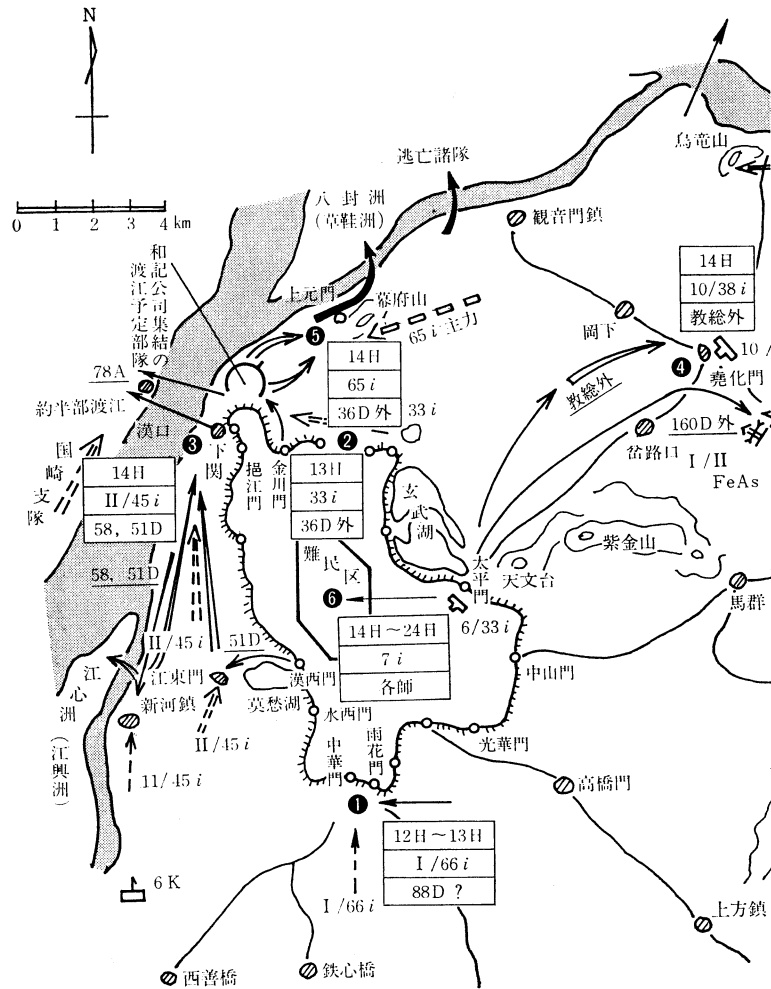
また上海戦以来連続して敢闘した部隊の損害はまことに甚大であるが、第九師団の上海—南京作戦間の戦死傷者数を示せば第四表のとおりである。

第四表 第九師団の上海—南京作戦間戦死傷者数

作 戦 期 別	戦 死	戦 傷	計	準 拠 史 料
上 海	三、八三三	八、五二七	一二、三六〇	
追 撃	六八三	四、一〇二	四、七八五	
南 京	四六〇	一、一五六	一、六一六	
計	四、九七六	一三、七八五	一八、七六一	
「第九師団作戦経過の概要」				

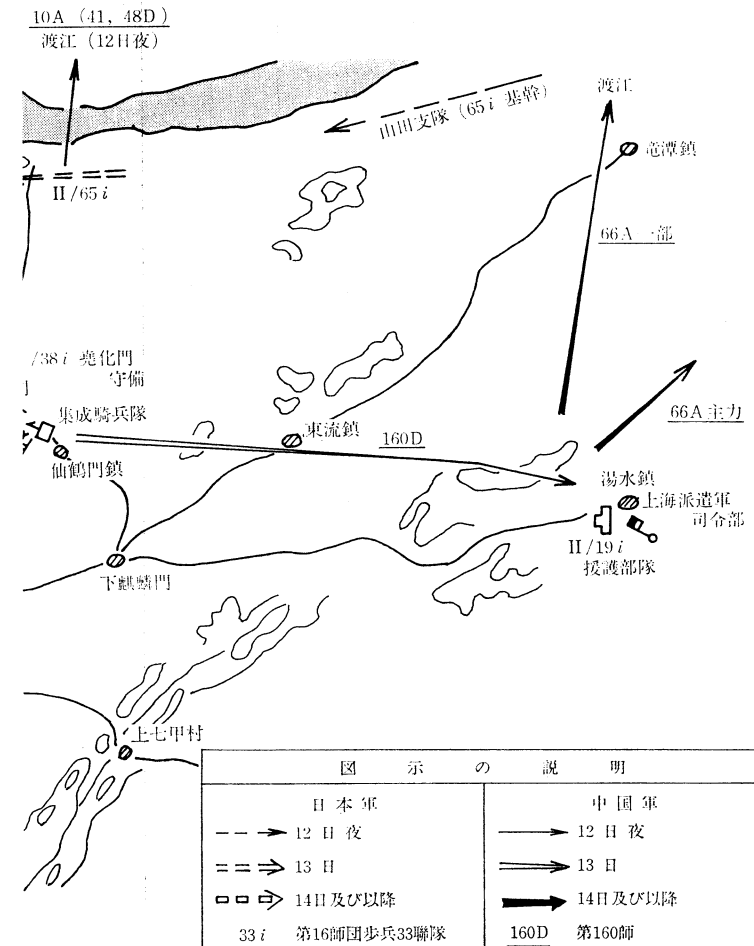
なお上海戦において、八月二十三日上陸以後、膠着した戦線が動き始めた十一月八日までの我が陸軍の戦死傷者累計は、四〇、三七二名の多きにのぼった。（戦史叢書）

要図33 南京城内外捕虜，並びに



中国軍渡江，陸路突破概況要図

12月12日夜～12月14日ころ



図示の説明	
日本軍	中国軍
--> 12日夜	→ 12日夜
=> 13日	⇒ 13日
□⇒ 14日及び以降	⇒ 14日及び以降
33 i 第16師団歩兵33聯隊	160D 第160師
①.....⑥ 主な捕虜収容等の地域	
14H	— 収容した日次
II/45 i	— 捕虜を収容した部隊
58D, 51D	— 推定捕虜部隊名

第二節 捕虜、摘出逮捕した敗残兵、便衣兵の取扱い

(要図33参照)

(注) 本節では便宜上捕虜、敗残兵、便衣兵を略称して、単に「捕虜等」とよぶことにする。特に区分して記述を要するものについてはこの限りでない。

まず捕虜等が生じた一般状況を概観することとする。

捕虜等の生じた場所や時期については、城外と城内に区分し、さらに城内においては、一般城内といわゆる安全区や第三国建物とに分けてその概況をのべる。(要図1、32、33参照)

城外においては、捕虜の大部分は十二日夜半から十四日までに発生し、敗残兵の掃滅は主として十四日から十七日ごろの間におこない、それ以降は治安を攪乱する恐れのある便衣兵を摘出逮捕したものである。

城内の一般地区においては、十三、十四日は南京市街戦の結果として生じ、また十五、十六日は、十七日予定の入城式までに早急に治安を確立するため、潜伏敗残兵や便衣兵を徹底的に掃蕩した結果として生じた。

城内安全区等においては、十四日午前日本軍代表は国際安全区委員会代表と協議したが、安全区内に潜伏した敗残兵、便衣兵の取り扱いについて両者の見解は一致せず、我が軍は安全区内の敗残兵、便衣兵の摘出、処理を強行した。

二十四日以降においては、東京裁判における中沢三夫(第十六師団参謀長)口供書によれば、日中合同委員会によ

る査問のもと「兵民分離」を行った結果、敗兵を収容したものである。

以下、本節では部隊としての作戦行動間に生じた捕虜、摘出逮捕した敗残兵、便衣兵の個々につき、その概況と各部隊の対応の詳細な経緯を明らかにすることとした。

なお、これら捕虜等の数については、戦闘詳報等公式文書等に記載された数をそのまま記述し、公式文書に数字のないものは指揮官日記に記載の数字によって補った。ただし単なる証言による数字は参考として本文中に記述するに止めた。

これら公式文書記載の捕虜等の数は一般的に過大に見易い傾向を持っている。確認が可能であった小人数の場合は別として、千を超える投降兵を前にして短時間に正確にその数を確認することは容易ではなく、たとえ公式文書の数字といえども正確とはいえないので、実数の推定は、第四節の南京防衛中国軍七万の行方の項で総合的に判断することとした。

*

以下「捕虜等」の取扱いを列举記述するのに先だって特に関連すると思われる戦時国際法の規程、或は戦時国際法学者の見解を参考として冒頭に一括摘記した。

(参考)

「ヘーグ条約」に示されている捕虜対応の準拠について

「ヘーグ条約」第二款「戦闘」第一章「害敵手段、攻囲及び砲撃」第二三条「禁止事項」には次のように記述されている。

特別ノ条約ヲ以テ定メタル禁止ノ外、特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

イ、毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

ロ、敵国又ハ敵軍ニ属スル者ヲ背信ノ行為ヲ以テ殺傷スルコト

ハ、兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段尽キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト

ニ、助命セサルコトヲ宣言スルコト

ホ、(以下省略)

*

戦時国際法の基本的考え方について

「戦争法の主要部分は、武力によって敵国を屈せしめ自国の意志を貫徹するという戦争の目的を達するために必要欠くべからざる手段をも人道的感情に基づいて制限しようとするものではなく、戦争の目的を達するために不可欠なく、しかも人道的感情に反する害敵手段を禁止しようとするものである。この意味で戦争法的作用は甚だ局限されており、この局限性が戦時の実際においてこの法の行われることを可能ならしめているのである。

(有斐閣、田岡良一『法律学全集「五七卷」新版、国際法Ⅲ』三二五ページ)

*

日支事変と戦時国際法規適用との関係について

後に述べる「昭和十二年八月五日、北支軍に対し発せられた陸軍次官通牒」とも関連するが、これについて『戦時国際法論』(一三ページ)に、立作太郎氏は次のように論じている。

「最近に於ける国際法の実例を見る時、……宣戦布告をせぬ昭和十二年以来の支那事変の例があり……国際法上の戦争に対する意義に於て事実上の戦争と称するを得る。而して是等の事件に戦時法規の或部分を準用するの必要が双

方の紛争当事国間に依り感ぜられ、第三国も實際上或程度まで戦時法規の準用を認めざるをえないこととなるのである。

已に前世紀の中頃より第三国人に与える損害の賠償の問題に關係して事実上の戦争にも交戦法規を準用すべきことが認められたが、事実上の戦争が頻発する今日に於て、是等の交戦法規を準用する国際慣例が漸次固りつつあることを思はしめる。但し中立法規は概して未だ準用を認められるに至らぬと思はれる。」

*

俘虜が人道的取扱を要求し得る限度

信夫淳夫著『戦時国際法講義』第二巻、第八四四(113)~114ページ(抜記)には次のように述べられている。

俘虜の人道的取扱も、捕獲軍の作戦上の絶対必要の前には之を犠牲にするの已むを得ざる場合あることも肯定すべきである。之を適切に説明したものはハレックの左の一節であらう。曰く。

『極めて多数の俘虜を捕獲したるも之を安全に収容し又は給養することができず、しかも宣誓の上解放したればとて彼等能く之を守るべしと思へざる場合も時にあるであらう。俘虜を収容するに方法なく且宣誓に依頼するを得る限りは、当然之を解放せねばならぬのであるが、之を為す能はず又給養するの手段なしといふ場合には如何にすべき。軍の安全に直ちに脅威を感じるをも顧みず之を解放せざる可らざるか、將た自衛の法則として彼等を殺害するに妨げなきか。仮に軍の安全が敵——たとひ我軍に降伏したもののにもせよ——のそれと両立し難しとせば、敵を殺害することが国に忠なる所以とすべきか。

『俘虜を殺害することの風習は今日文明国間に廃たるに至つたが、権利そのものは依然として捕獲者の手に存し、絶対の必要ある場合には今日でも之を行ひ得ぬではない。……自己安全は勝者の第一の法則で、この目的

のために必要の手段を執ることは交戦法則の認むる所である。ただ必要の度を超えては、何等苛酷の措置は許されない。随つて軍の執れる手段が果して絶対必要に出でしや否やは、事毎に周囲の事情を按じて之を判定すべく、軽々しくその可否を断すべきでない。』(Halleck, II, § 7, pp. 19—20; § 19, p. 30)

即ち要は、捕獲者に於て俘虜の收容又は給養が能きず、さりとて之を宣誓の上解放すれば彼等宣誓を破りて軍に刃向ふこと歴然たる場合には、挙げて之を殺すも交戦法則上妨げずと為すのである。事実之を殺す以外に軍の安全を期するに於て絶対に他途なしといふが如き場合には、勿論之を非とすべき理由は無いのである。(八八四の全文は資料集参照)

*

投降兵の対応について

東京巖松堂発兌、法学博士田岡良一著『増補・国際法学大綱下巻』第四項(二二五ページ)には次のように論ぜられている。

「敵兵にして降を乞ふ者の生命を害する事は、慣習法上禁止せられ、ヘーグ陸戦条規二三条(ハ)号も亦之を規定する。然し乍ら戦闘の進行中に敵軍の一部が投降の意を示しても、我が軍が之を收容して後方に送る為には我部隊の進撃を一時中止する必要を生じ、其事が我勝利を危くする惧ある場合には、敵の降服信号を黙殺して攻撃を継続することを許される。

陸戦条規二三条(ニ)号の(ハ)助命せざることを宣言すること(ハ)の禁止は、敵兵の投降を認めない事を戦闘の開始に先立って予め宣言することを禁止するのみであつて、戦闘の進行中に臨時に生ずる軍事上の必要に基づいて投降を拒否する事は之を禁止するものでないと解すべきである。」

*

捕虜に対する武器の使用について

これについて一九〇七年十月十八日のヘーグ条約(陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約)には規定がなく、一九四九年八月十二日、ジュネーブにおける第三条約(捕虜ノ待遇ニ関スルジュネーブ条約)第四二条に次のように規定されている。

〔捕虜ニ対スル武器ノ使用〕捕虜特ニ逃亡シ、又ハ逃走ヲ企テル捕虜ニ対スル武器ノ使用ハ最後ノ手段トシ、ソレニ先ダツテ時宜ニ適シタ警告ヲ必ズ与ヘナケレバナラナイ。

*

俘虜が人道的取扱を要求し得る条件

信夫淳夫著『戦時国際法講義』第二巻第八四四(112~113ページ)には次のように述べられている。

八四四 されど俘虜は如何に人道を以て取扱ふべきものとするにもせよ、元々彼は俘虜の身である。俘虜は權利を有するも、義務をも有すること勿論である。故に俘虜は捕獲国に於てその法令及び命令に逐一服従せしむべきは論なく、徒らにお客様扱にすべきものでない。又俘虜としてそれを要求し得るものでない。俘虜は人道を以て取扱はるべきことの当然の条件として、捕獲者の軍隊に抵抗するを許されず、抵抗すれば本来の敵兵に還元し、随つて殺害に遭ふことあるべきは当然である。抵抗はせざるも、戦場にて多数の敵を捕へたる場合に、俘虜として之を後送するは七面倒臭しとして、一挙之を殺戮して了ふのは古今の戦場に於て有勝ちのことで、殊に捕虜後送中に敵の逆襲を受けるが如き場合には、俘虜は手纏として急ぎ之を片付て了ふことは想像するに難くない。(八四四の全文は資料集参照)

信夫淳夫著『戦時国際法講義』第二卷、第三項、私服狙撃者（便衣隊抜記）

第八三三には「交戦者たるの資格を認められざる常人にして自発的に、又は他の示唆を受け、敵兵殺害又は敵物破壊の任に当る者を近時多くは便衣隊と称する。彼等は専ら私服を着し（便衣は制服に対する私服を意味する）、兇器は深く之をポケット内に蔵し、一見無害の常人を装ふて出沒し、機を狙つて主として敵兵を狙撃するもので、その行動には多くは隊伍を組まず、概ね個々に潜行的に蠢動するものであるから、隊の字聊か妥当を欠く嫌あり、私服狙撃者と称するを当れりとすべきが、……」

第八二六には、昭和七年の上海事変と支那便衣隊について記述し、第八二七には支那事変における便衣隊について次のように述べている。

「降つて支那事変にありても、上海方面には当初は便衣隊の出沒は相当にあつたが、前回の事変の時ほど甚しくはなかつたやうである。然るに支那軍の敗績に敗績を重ねるに及び、蔣政権は潜に、いや寧ろ公々然と、ゲリラ戦術に依りて後方攪乱に大に努力すべき命を下した。……」

第八二九には「要するに便衣隊の出沒は、古来累次の戦を通じ戦場附近又は後方地域に殆ど之を見ざるはなく、別して都市その他重要地方が侵入軍に奪はれ、戦局非運を告げ、殊に正当政府が敗竄し事実的に崩潰するに至ると、残兵は侵入軍の後方に没して余喘を謂ゆるゲリラ戦術の上に示すこと珍しくない。必しも正当政府が崩潰した後とは限らず、優勢の侵入軍に対し劣勢の国防軍は便衣隊を使喚して橋梁鉄道等の破壊、兵站線の襲撃、その他凡ゆる後方攪乱の挙に出でしむること屢々ある。便衣隊なるものは大抵斯の如きもので、概言するに、即ち前に述べた横川沖両志士の如き真個に憂国の至情に出でたるものは別とし、その性質に於ては間諜より

も遙に悪い（勿論中には間諜兼業のものもある）。間諜は戦時国際法の毫も禁ずるものではなく、その容認する所の適法行為である。ただ間諜は被探国の作戦上に有害の影響を与ふるものであるから、作戦上の利益の防衛手段として戦律犯を以て之を論ずるの権を逮捕国に認めてあるといふに止まる。然るに便衣隊は交戦者たる資格なきものにして害敵手段を行ふのであるから、明かに交戦法則違反である。その現行犯者は突如危害を我に加ふる賊に擬し、正当防衛として直ちに之を殺害し、又は捕へて之を戦律犯に問ふこと固より妨げない。」

一 雨花門外における歩六六第一大隊の捕虜処断

雨花門外において、第百十四師団歩兵第六十六聯隊第一大隊は、十二月十二、十三日の間投降兵一、六五七名を捕虜とし、十三日午後全員を処断した。（歩六六第一大隊戦闘詳報）

歩六六は、十二日第百十四師団左翼隊右第一線攻撃部隊として、雨花門西側の城壁に対する攻撃を担当し、翌十三日は歩一〇二に重疊し第二線部隊となって中華門正面から城内に進入した。投降兵の主体は、突撃準備間の十二日午後、一部は十三日午前中に第一大隊が収容して捕虜としたものである。同大隊は十三日午後、聯隊命令によって全員を処断した。

歩六六第一大隊の戦闘詳報をみると、隣接部隊等の戦況の進捗状況とチグハグの部分や、軍事的慣例と異なる記述などがあり了解し難い部分があるが、十三日午後二時の聯隊命令「旅団命令ニヨリ捕虜ハ全部殺スベシ。其方法ハ十数名ヲ捕縛シ逐次銃殺シテハ如何」にしたがい全員を処断したと記述されている。全文を通じその表現は極めて異様である。

また歩六六聯隊の戦闘詳報は目下のところ未収で、従つて聯隊側の下達命令文は不明である。

左翼隊は十三日朝次のような敵殲滅命令を受けていた。即ち、十二月十三日午前九時半の第百十四師団命令には、
「一、城内ノ敵ハ頑強ニ抵抗シツアリ、国崎支隊ハ既ニ浦口ニ達シ敵ノ退路ヲ遮断シアリ集團ノ掃蕩地区ハ共和門
―公園道―中正道―漢中路（含ム）以南ノ地区トス、二、師団ハ攻撃ヲ続行シ城内ノ敵ヲ殲滅セントス、三、両翼隊
ハ城内ニ進入シ砲撃ハ固ヨリ凡ユル手段ヲ尽シテ敵ヲ殲滅スヘシ」と記述されている。

十三日未明、新河鎮正面において、中国軍大兵力の突破攻撃があり、我が歩四五第十一中隊が反撃し、同じく十三
日払曉江東門付近において我が歩四五第三大隊に対し敵の反撃があった。

また、十三日午後二時、歩六六聯隊長が第一大隊に捕虜処断を指示した時点においては、城内の敵の抵抗等の状況
は不明であり、城外一般の戦況も下関付近において佐々木支隊は戦闘中、三汊河付近においては、歩四五第二大隊が
敵を撃破した直後で、南京城外北部地区は正に戦闘酣であった。

上海派遣軍方面に於ても、十三日二時頃、突破部隊と思われる大兵力の敵が我が騎兵を襲撃するなど城外一帯不穏
な状況であった。

当時の状況は右のとおりであるが、一旦捕虜として収容したものを何ゆえ歩六六聯隊長が処断の指示を出したかに
ついては、その経緯を立証し得る資料（聯隊側の命令、聯隊長の日記等）がなく不明といわざるを得ない。当時の参
戦者高松半市氏（第四中隊の一等兵）の証言によれば、当時第一大隊各中隊（一、三、四中隊）で満足に行動できる
兵は七、八十名程度であった。また捕虜の数も一、六五七人の半分以上で、第四中隊が処分した数は百名ぐらいであ
ったと述べている。

二 下関付近における歩四五第二大隊の捕虜釈放

下関付近において、第六師団歩兵第四十五聯隊第二大隊は、十二月十四日午前、投降集團約五千五百人を捕虜と
し、午後全員を釈放した。（師団戦時旬報、歩四五聯隊史、歩四一第十二中隊戦闘詳報、参戦者の証言による）

歩四五第二大隊は城西地区において敵の退路遮断の任務をうけ下関に向かい北上攻撃した。十三日午前三汊河付近
において南下脱出中の敵を撃破し、十四日午前挹江門西側の下関において約五千五百の投降集團を収容した。

歩四五第二大隊長・成友少佐は、十四日午前中投降集團の武装を解除し、同日正午ごろ非戦闘員を釈放し、残りの
捕虜は第十六師団に申し継いだという。

しかし、鵜飼敏定氏（⁴⁸期当時第六師団通信隊小隊長、歩兵第四十五聯隊史編集委員長）は全員釈放したといい、
歩四五第十一中隊軍曹・浜崎富蔵氏（戦後、鹿児島市警察署長）も全員釈放を裏付ける証言をしている。城東地区を
北西進して下関に突入し十四日同地の掃蕩に任じた第十六師団の歩兵第三十三聯隊（第一、第三大隊基幹）聯隊本部
通信班長・平井秋雄氏、第三大隊副官・堤千里氏は、ともに「捕虜を引き継いだという話は聞いたことがない」と証
言している。

右の捕虜釈放を裏付けるものとして、次のような公式記録がある。

歩四五と交戦した城西地区の中国軍守備部隊は外周陣地から撤退した第七十四軍の第五十八師、第五十一師が主力
であった。一方対岸（揚子江左岸）を浦口に進撃した国崎支隊の歩四一第十二中隊の戦闘詳報によれば、同隊は十四
日夜、歩四一第七中隊、永山舟艇部隊と協同して揚子江の南京寄りの中洲、江興洲（江心洲ともいう）を掃蕩して捕
虜二、三五〇人を獲たのち、これを釈放しているが、その際調査の結果、これら捕虜の所属は同じく五十八師と五十

一師であったことを確認している。

これらを総合して判断すると、下関で釈放された捕虜の主力は、河幅が狭く渡河容易な揚子江支流を渡って江興洲へ逃れたものと思われる。

ただし、これら釈放された捕虜のうち一部は江東門付近にあった第三大隊に再逮捕された者もいたようである。この捕虜護送にあたった歩四五第十一中隊一等兵・富崎熊雄氏の証言、またこの捕虜護送中のトラブルを後日聞いた歩四五第七中隊小隊長『前田吉彦⁴⁹期少尉の日記』(十二月十五日の項・資料集参照)などもあり、さらに中国人劉四海氏の体験談『朝日ジャーナル』昭56・7・27『南京への道』41~42(ページ)などによってもこの事実を裏付ける。

三 太平門、下関、獅子山付近における戦闘間、歩三三の捕虜処断

十二月十日から十二日夕に至る間、歩三三の第一大隊は佐々木支隊の最前線にあって敢闘し、聯隊主力は第十六師団右翼隊として紫金山を攻略した。しかし十三日は両部隊ともに下関に向かう退路遮断に任じ、第六中隊は太平門の守備にあたった。

十四日には右両部隊は合一し、全力をもって城外下関一帯と城内北部獅子山砲台一帯の地区を掃蕩した。

本戦闘を通じ、歩三三は捕虜累計三、〇九六人(将校一四、准士官・下士官・兵三、〇八二)を処断した。(十二月十日~十四日、歩三三戦闘詳報)

歩三三の下関突進間の投降集団処断

歩三三は、「下関ニムカヒ急進シテ敵ノ退路ヲ遮断スヘシ」という任務を持っていた。十二月十三日、下関に向か

う急進戦闘間、大量の投降兵を武装解除して收容しようとするれば戦機を逸し、退路遮断の任務を放棄することになる。加えて捕虜として收容監視するに足る予備の兵力もなく、また釈放すれば、十二日夜仙鶴門鎮でおきたような我が後方部隊の襲撃事件を招くことになる。ここでは、「捕虜」の用語が使われているが、その実態は、敗残兵、投降兵の集団であったと考えられる。

次に太平門の占領守備の任務をもつ歩三三第六中隊(中隊長・辻四五郎⁵⁰期大尉)基幹部隊の敗残兵等に対する対応は公式文書では不明である。よって関係指揮官の日記、伊勢新聞社編『魁』に記述されている参戦者の回想によってその対応処置を窺うこととする。

『佐々木少将私記』十四日の項には「太平門外の大きな外濠が死骸で埋められてゆく」とあり、『中島日記』十三日の項に「太平門ニ於ケル守備ノ一中隊長が処理セシモノ約一、二〇〇」とあり、『飯沼守日記』十二月二十六日の項に後日戦場巡視記として、「……太平門(33 i 一中隊が千数百ノ捕虜ヲ獲処分シタル所)」と記述されており、これらの記事は単に隷下部隊の報告をそのまま記述したものと思われるが、戦闘間における敗残兵等に対する対応なのか、或は一旦收容して武装解除したのちの処置なのか不明である。

『魁』に記述せられている参戦者の回想を要約すると「十三日午前九時十三分、太平門を占領し、主として城外から城内に遁入しようとする敵に対し迎撃の態勢をもって城門附近の守備にあたっていたところ、まず白旗を掲げて投降の意思表示をした中国軍大部隊があり、ついで白旗を掲げたに拘らず反抗した約三〇〇人ぐらいの中国軍部隊もあった。我が方は反抗した中国軍部隊に対しては断乎として撃滅手段をとった」旨記述されている。しかし投降部隊の総人数、武装解除の処置、收容した捕虜に対する対応等については記述がなく不明である。

当時城外の戦況は彼我入り乱れての紛戦状態であり、主力と隔離した僅か一ヶ中隊の小部隊が、このような状況下

で我に数倍する敵を前にして、たとえ一部に投降の意思表示があったにせよ、かなり多数の敵が反抗した状況からみると、撃滅の手段をとらざるを得なかったものであろう。

歩三三は獅子山砲台掃蕩戦において約二百の投降兵を処断

十四日の獅子山砲台掃蕩戦においては、当初この要塞守備部隊はかなり抵抗したという証言もある。しかしついに約二百人が投降の意思表示をしたようであるが、公式史料では投降時の状況は明らかでない。

第三十旅団の掃蕩命令には第一項に「敵ハ全面的ニ敗北セルモ尚抵抗ノ意志ヲ有スルモノ散在ス」とあり、さらにその命令文の中に、「捕虜ヲ受付クルヲ許サス。〇〇地帯ヲ掃蕩シテ支那兵ヲ撃滅スヘシ」と明示されている。

南京城内における敵の抵抗が比較的微弱であったことが判明したのは後日のことであって、城内進入部隊は激烈な市街戦を予想していたことが窺える。

四 堯化門（仙鶴門鎮）付近における歩三八第十中隊の捕虜収容と南京護送

堯化門付近守備の任務をもつ歩三八第十中隊（中隊長・土居初太郎大尉）は、十二月十四日午後、同地付近において白旗を掲げた七千二百人の投降集団を武装解除後捕虜として収容、一旦下麒麟門付近に移送して待機の後、南京城内の収容場所が決まってから、十七、八日ごろ南京（注・第一監獄所）へ護送した。（歩三八戦闘詳報、歩三八行動概見表、小戦例集、『飯沼守日記』、『佐々木元勝日記』）

第五章第十節にある『小戦例集』（教育総監部編）には、敵の投降経緯やその状況が述べられているが、歩三八戦闘詳報十二号付表には、「十四日、堯化門附近守備の第十中隊が七千二百名の捕虜を収容し武装解除後南京へ護送した」と記述せられている。また歩三八行動概見表には「十五日捕虜を収容」とあり、「十八日、第十中隊は、捕虜を

南京へ護送」と記されている。

澄田政夫氏（^{49期}歩三八第十一中隊小隊長）の証言を要約すると「捕虜は十五日頃、堯化門付近で第十中隊が捕えた。そして十七、八日頃南京へ護送した。護送要員は第三大隊の各中隊から差し出した。捕虜の数は約二千内外であったと思う」と述べ、捕虜の数は歩三八戦闘詳報とは若干異なっている。

しかるに、わが軍が捕虜収容所に収容した中国軍捕虜については、中国側はもとより、第三国人記者のレポートにも一行の記述がない。日本に対する国際世論が奈辺に在ったかを示す一例ではなからうか（本章第六節参照）。なお、榊原参謀の証言では、この捕虜の約半数は上海に送って労役につかしめている。

十三日早朝、仙鶴門鎮付近に布陣していた攻城重砲兵等が敵の突圍部隊に襲撃されたので、師団予備であった歩二〇第三大隊のうち第九中隊が救援し、翌十四日敵は再度攻城重砲を襲った後、攻撃を断念し、白旗を掲げて投降してきた。これら投降集団に対し、第九中隊は、歩三八第十中隊と共にその武装解除、収容にあたった。（『歩三八戦闘詳報』、『攻城重砲兵第二大隊戦闘詳報』、歩二〇の『牧原日記』、『ST日記』）

十五日、歩二〇の第三中隊と第六中隊は前述七千二百名の捕虜監視を命ぜられ下麒麟門付近の仮収容所に護送収容した。（『歩二〇の『林正明日記』、池田早苗（^{41期}歩二〇第六中隊長）、森英生（^{47期}歩二〇第三中隊長）、犬飼総一郎（^{48期}歩一九旅団通信班長）、富田竜太郎（歩二〇所属）諸氏の証言）

十二日二四〇〇から十三日未明にかけ敵襲を撃退した騎兵第三聯隊は、十四日集成騎兵隊の編成を解かれ第三師団に復帰した（3K史による）。加藤正吉氏（^{少候22期}騎兵第三聯隊本部書記）の証言によれば、「聯隊は午前八時頃仙鶴門鎮を出発、堯化門を経て紫金山北側を下関に向かう途中約二、〇〇〇（目測程度）の敗敵を武装解除し、これらを第十六師団歩三八の第十中隊に引き渡した。」

宮本四郎氏（³⁴期第十六師団司令部副官）の遺稿にある敵約一万が歩兵第三十八聯隊に投降して捕虜になったという回想記事も日時等から推して、この堯化門付近の捕虜をさすものと思われる。

第五章第二節に掲載した佐々木元勝氏（野戦郵便長）の日記の一節のなかに「十二月十六、十七日に麒麟門付近と中山門東側で、武装解除された支那兵の大群を目撃した」という記述があるが、榊原主計氏（上海派遣軍参謀）が「十二月十六、十七日頃、捕虜を南京の刑務所に収容した」と述べていることから、佐々木日記のこの記事は、堯化門捕虜の護送途中の光景を目撃したものと思われる。

榊原参謀は、捕虜を南京城内に収容した経緯について次のように話している。

「捕虜は相当あるのではないかと思いましたが、支給する食糧や収容場所が決定しなかったので、³⁵取り敢えず各隊で持っておれ、移管の時機は速やかに示す³⁶」こととしました。ところが、無錫の倉庫で米約六千袋を押収したとの報告を受け、また刑務所や監獄が使用できるようになったので、入城式の前後に移管をうけた記憶があります。中央刑務所（注・第一監獄所）に収容された捕虜は約四、五千であったと思います。」

これらを総合考察すると堯化門（仙鶴門鎮）付近の捕虜約七千二百名を中央刑務所（第一監獄所）に護送・収容したことは明らかである。

五 幕府山付近における山田支隊の捕虜収容とその後の対応

十二月十四日、山田支隊（長山田梅二歩兵第百三旅団長、歩兵第六十五聯隊基幹）は幕府山砲台付近で約一万四千人の投降集団を収容した。しかしこのうち非戦闘員約六千を釈放、残りの約八千を捕虜としたが、十五日夜収容所の火災にまぎれて約半数が逃亡したため約四千が残った。この約四千を釈放するため十七日夕観音門付近に連行した

が、何らかのはずみでパニックを惹起し、我が方に将校一、兵六名の犠牲者を生じたので、護送部隊は自衛のため機関銃をもって暴動捕虜群を制圧、約千名を射殺したが、その他は逃亡した。（戦史叢書『支那事变陸軍作戦（1）』、福島民友新聞社『ふくしま戦争と人間』、参戦者の証言）

山田支隊が捕虜約四千を釈放するため観音門鎮対岸の八封洲を選んだのは、右岸地区に釈放すれば再び我が後方を攪乱されるおそれがあったためかと思われる。

山田支隊の捕虜に対する対応には相異なる二つの説がある。

戦史叢書の記事については前述のとおりである。

新説は最近（平成元年）、福島民友新聞社論説主幹・阿部輝郎氏が、歩六五参戦者約百人の証言をまとめたものである。（以下新説と略称する）

新説の骨子は次のとおりである。

十二月十六日、歩六五の第二大隊は捕虜、五百～二千人を中国海軍碼頭付近（上元門上流約三キロ）に連行（連行の目的は釈放のためといわれている）したところ、途中騒乱状態となり、日本軍護衛兵一名が戦死するという状態になったので、第二大隊は暴動鎮圧のため、機関銃四挺をもって、同日夕から夜にかけて暴動集団の主力を射殺した。

明けて十七日、歩六五は主力をもって残りの捕虜約五千人を中洲（八封洲）に釈放する目的で上元門下流約四キロの河岸に連行したところ、ふたたび暴動状態となり我が方にも将校一、兵五の犠牲を出すに至ったので、機関銃八挺をもって同日夕から深夜（二十四時）にかけて暴動集団の主力（戦果は確認できないが）を射殺した。

ただし、捕虜の数については証言者によって大きな差があり、いずれも確認した数ではない。

山田支隊の捕虜対応について『飯沼守日記』には次のように記されているがこれは確認したものではなく、報告その他をそのまま記述したものだと思われる。

「十二月十五日、山田支隊ノ捕虜東部上元門附近ニ一万五、六千アリ、尚増加ノ見込ト。依テ取り敢ヘズ16Dニ接収セシム」、「十二月二十一日、荻州部隊山田支隊ノ捕虜一万数千ハ逐次銃剣ヲ以テ処分シアリシ処、何日カニ相当多数ヲ同時ニ同一場所ニ連行セル為、彼等ニ騒ガレ遂ニ機関銃ノ射撃ヲ為シ、我將校以下若干モ共ニ射殺シ、且相当数ニ逃ゲラレタリトノ噂アリ。上海ニ送リテ労役ニ就カシムル為、榊原参謀連絡ニ行キシガ（昨日）遂ニ要領ヲ得ズシテ帰リシハ此不始末ノ為ナルベシ」。

飯沼日記の記述内容は極めて曖昧で肝心なところは「噂アリ」と記述されている。またこれら大量の捕虜取り扱いについて軍司令部と山田支隊間の交渉経緯なかならず軍として支隊に与えた指示も明らかでなく「十五日……取り敢ヘズ16Dニ接収セシム」とあるのみでその結果も明らかでない。しかし、十二月二十一日の日記に「上海ニ送リテ労役ニ就カシムル為……」とあるところを見ると、軍としては「捕虜を収容する」方針であったように思われる。

右に記述した三者三様何れもその内容に差異があり、いずれが正しいかを今日に於て判定することはできない。ただ共通点を求むれば、

- 1、いずれも戦闘詳報等、公式資料に基づいたものではない。
- 2、我が軍の機関銃射撃は、捕虜集団の暴動下において行われている。
- 3、捕虜の数、射殺数ともに目測程度で確認されたものではない。

中国側の戦闘詳報によれば、十二日夜下関から浦口へ渡江する中国軍は主として金川門を通り和記公司付近に集まり、七十八軍の指示によって渡江を行っている。七十八軍は約半数が渡江し、七十八軍未渡江部隊と憲兵部隊、軍直

部隊のほか多くの部隊が城北地区に取り残された。十三日朝来、わが歩兵三十三聯隊の攻撃によってこれら部隊のうち、かなりのものが損害をうけ、同日北部城門は歩兵三十八聯隊によって占拠せられ、十四日以降は城外脱出は不可能である。これら部隊は逐次幕府山方向へ移動し、十四日この地区に到着した山田支隊に降伏したものである。

従って捕虜の総数は、十四日降伏当初に於ても六〜八千程度であらう。

次に、第十六師団方面なかならず紫金山北方地区から揚子江岸に至る地域の当時の治安状況は極めて悪く、中国軍突圍部隊の城外残存部隊は小部隊毎に蠢動していたので、第十六師団長は両旅団をして、概ねその作戦地域毎に組織的な城外掃蕩を命じている。これが十六、七日頃の状況である。

『飯沼守日記』十六日の項に「長中佐夜再ヒ来リ16Dハ掃蕩ニ困惑シアリ、3Dヲモ掃蕩ニ使用シ南京附近ヲ徹底的ニヤル必要アリト建言ス」と記されている。

山田旅団のその後の行動について、『飯沼守日記』十五日の項に「山田旅団（三大隊基幹）ハ十九日南京ニテ渡江」と予定計画のみは記されているが実際に下関から渡江した日時の記述はない。「山田旅団長メモ」には二十日渡江と記されている。いずれにしても山田旅団は作戦後速やかに渡江して、13D主力に復帰すべき任務を有していた。

六 城内における敗残兵、便衣兵の掃蕩

（要図28・32・33参照）

安全区以外の城内掃蕩

十二月十三日、十四日の城内一般地区掃蕩において、諸隊は一部小戦を交えつつ、所命の区域を掃蕩した。しかしながら公式文書に掃蕩戦の戦果が記録されているのは、十四日歩三三が獅子山砲台付近で約二百人の投降兵を処断

し、同じく十四日歩二〇第四中隊が安全区付近で三二八名の敗残兵を掃滅した記録だけである。(歩三三戦闘詳報、歩二〇第四中隊陣中日誌)

右二隊以外の諸隊については公式記録未収のため詳かでない。

歩三三の獅子山砲台掃蕩については本節(3)において述べたとおりである。

歩二〇第四中隊の十四日の陣中日誌(既述)によると、「敗残兵三二八名ヲ銃殺シ埋葬ス。鹵獲兵器左ノ如シ、小銃(一八〇)小銃弾(四、〇〇〇発)拳銃弾(五、〇〇〇発)手榴弾(二〇発)外」とある。これによると掃蕩の際かなりの近接戦闘兵器を持っていたことは確かである。掃蕩行動については、『増田六助手記』等があるが、いずれも個人の私記によるものである。なお第四中隊の掃蕩区域は一部安全区内を含んでいた。

いずれにせよ、十二月十三・十四の両日は、市街戦を予期し、敗兵撃滅を主眼とした掃蕩が行われた。第四中隊と同じ任務の第三中隊は中国兵の射撃を受けている。

(注) 十二月十三日の城内における中国軍の抵抗状況について、ダーデン記者はニューヨーク・タイムズ一九三八年一月九日付記事に次のように述べている。

「数個連隊(注・団の意味)が月曜日(十三日)にも日本軍に頑強に抵抗していたが(注・佐々木支隊正面の紅山、第六師団歩四五正面の新河鎮、三汊河付近等いずれも城外)、守備軍の大部分は逃走を続けた。日本軍は下関を占領すると市の出口を全部遮断したが、そのとき少なくとも中国部隊の三分の一がなお城内にあった。中国軍は統制がとれていなかったため、多数の部隊が火曜日(十四日)正午になっても戦闘を続けており、これらの多くは日本

軍に包囲されていて戦っても見込みがないということを知らなかった。日本軍の戦車隊がこれらを組織的に掃蕩した。」

安全区の掃蕩

(要図33、32参照)

安全区内の掃蕩を担当した歩七は、十二月十四日より二十四日に至る間、便衣兵六、六七〇名を処分した。また戦車第一大隊第一中隊(歩七に配属)は戦闘により撃滅した七、八十名のはか二五〇人を捕虜として収容。以上を含む第九師団の処分累計は約七、〇〇〇名である。(第九師団作戦経過の概要、歩七戦闘詳報、戦車第一大隊第一中隊戦闘詳報、『伊佐(歩七聯隊長)日記』)

戦車第一大隊第一中隊の敗残兵掃滅と捕虜後送

十四日、歩七に配属された戦一第一中隊は安全区周辺を掃蕩中、我に抵抗する敗残兵七、八十名を射殺。なおこの際投降の意思表示をした二五〇人は捕虜として収容し、後送の処置をとった。

歩七は十二月十四日より二十四日の間、六、六七〇人の敗残兵を摘出、処断。

歩七のこの処断処置が、いわゆる「南京事件」の焦点の一つともいえるものであるが、それは敗走した中国兵が安全区に遁入し、安全区の中立性が犯され、便衣を着用した敗残兵と一般市民が混淆してその後の掃蕩を著しく困難にしたことが悲劇の因ともなった。

安全区に関しては、十二月八日、我が軍はその中立性保持の能力を危ぶみ正式には承認しないと回答したが、南京安全区国際委員会は独自の見解に基づき難民を収容保護するために中立地域として設置した。我が軍は正式に承認こそしなかったものの、その中立性を尊重した。しかし我が軍が十三日城内に進入してみると、多数の中国兵が軍服を

脱ぎ捨て便衣に着換えて安全区に遁入潜伏していることが確認されたので、十四日午前、我が軍代表が南京安全区国際委員会代表と交渉後この地区の掃蕩を開始したのである。

東京裁判での許伝音氏の証言によれば、「南京安全区国際委員会の代表は十二月十四日午前八時、委員会を訪れた日本軍将校（大佐といわれる）に対し、『武器を持った兵士はいない』と主張した。」（後日、安全区から多数の兵器が摘出された。第二表参照）

こうして十四日の交渉は円満妥結に至らず、我が軍は既定の方針どおり厳しい搜索を行って、敗残兵と認定したものを摘出、監禁した。国際委員会は、十四日行われた日本軍の厳しい処置に驚いて、翌十五日には要求を後退させて「日本軍の搜索にあたっては、一般市民を巻き添えにしないこと。旧中国兵に対しては戦時国際法にもとづく捕虜として取り扱ってもらいたい」と要望した。国際法にもとづく捕虜とするためには、国際委員会としては、積極的に中国兵を集めて武装解除を確認し、日本軍に投降の意思表示をさせる必要があるが、そのような統制力はなく、またその努力をした形跡も認められない。

日本軍は前述のように中国敗残兵（便衣兵）に対する掃蕩戦として行動した。

公式文書では、掃蕩に関する第六旅団命令、歩兵第七聯隊命令の一部が残っており、戦果について極めて簡潔に記述せられているにすぎず、掃蕩実施に関する歩七各部隊の具体的状況は詳かでない。従って公式文書の欠けるところは『伊佐日記』、『井家日記』、『歩七第二中隊上等兵』、『水谷日記』、『歩七第一中隊上等兵』等の記事や参戦者の証言によって類推するほかない。

十二月十三日午後四時三十分発令の「第六旅団作命第一三八号」にもとづく掃蕩要領をみると、「青壮年ハ凡テ敗惨兵又ハ便衣隊ト見做シ凡テ之ヲ逮捕監禁スヘシ」と記せられているが、これを見ると、当初の方針は明らかに監禁

であった。

次いで十二月十四日午後七時発令の「六旅作命第一三九号」のなかには「両地区掃蕩隊ハ明十五日中ニ残敵ヲ掃蕩シテ南京城占領ヲ確実ナラシムヘシ」と記せられている。

この命令をみると、十七日の入城式実施もきまり、早急に城内治安を確立するため、城内の敗残兵を一掃しようとする旅団長の意図がうかがわれる。

十二月十五日午後八時三十分発令の「歩兵第七聯隊作命甲第一一一号」には「一、本十五日迄捕獲シタル俘虜ヲ調査セシ所ニ依レハ殆ト下士官兵ノミニシテ将校ハ認メラレサル情況ナリ 将校ハ便衣ニ更ヘ難民区内ニ潜在シアルカ如シ 二、聯隊ハ明十六日全力ヲ難民地区ニ指向シ徹底的ニ敗残兵ヲ捕捉、殲滅セントス憲兵隊ハ聯隊ニ協力スル筈」と記せられている。この命令をみると、十六日歩七が実施した掃蕩戦は明らかに敵敗残兵の撃滅を目的とした戦闘行動であった。

歩七の戦闘詳報によると、十二月十三日から二十四日の間に敗残兵六、六七〇人を刺殺したと記されており、その大部分は十六日に処断されているが、それは歩七の前述の戦闘命令によるものである。

歩七聯隊長伊佐大佐の日記をみても「十四、五、六日ノ三日間デ六千五百人ノ敗兵ヲ嚴重処分ス」と記されている。

歩七参戦者とは戦友会長以下と編集委員が再度会談し、当時の状況としては掃蕩命令を忠実に実行したとのことであったが、最近（昭和六十三年末）同師団の土屋委員の質問に対し「今にして思えば、聯隊長の当時の状況判断については痛恨の情に堪えない」と答えられた。

以上から、敗残兵、便衣兵の処断は、十七日の入城式までに大部分が行われ、ことに十六日にその大部分が実施さ

れていることがわかる。

十六日の下関碼頭付近における敗残兵処断の状況を目撃した記録として、『佐々木元勝日記』(野戦郵便長)十六日の項、『住谷盤根手記』(第三艦隊従軍画家)などがあり、また十六日、漢中門外で敗残兵の処断のあったことを後に聞いた記事として『折田護日記』(48期歩二三第二大隊砲小隊長)十六日の項(資料集参照)がある。いずれも歩七の敗残兵処断を目撃し、あるいは風聞を耳にしたものと思われる。

歩七聯隊長が十五日夜「徹底的ニ敗残兵ヲ捕捉殲滅セントス」と決心するに至った経緯については、その日記のなかにも何らの記述もなく、今日その全貌を忖度することはできないが、十三日南京を脱出した中国軍大兵力は上海派遣軍司令部を襲撃し、救援に赴いた歩一九は、南京に帰来せず、第十六師団の組織的城外掃蕩も未だ実施し得ない状況であった。(注・第十六師団は十六・十七日城外掃蕩を実施)

加えて、これら城外敗残兵は、城内敗残兵と相呼応して策動するとの懸念もあり、南京一帯の治安は不穏な情勢であった。

また、難民区(安全区)に進入した敗残兵は逐次摘出しつつあったものの、将校はほとんど逮捕することができず、しかもかなりの武器、弾薬が発見され、安全区内潜伏の敗残兵集団は、戦意も抵抗力もない非戦闘員とは見做し得なかった。

歩七には二日後に迫った入城式までに、城内治安を確立すべき責務が課せられていた。

安全区における「兵民分離」

『佐々木少将私記』によれば「十二月二十一日、上海派遣軍は、佐々木少将を南京地区西部(城内を包含)警備司

令官に任命して南京市内外の警備、治安肅正にあたらせ、城内警備については派遣軍司令官の直轄とした。佐々木少将は二十二日、城内肅正委員長、二十六日宣撫工作委員長となり、二十四日から翌十三年一月五日までの間に、『兵民分離』のための日支合同委員会による査問工作の結果、敗残兵約二千を摘出して旧外交部に収容した。また外国宣教師の手中に在った支那傷病兵を捕虜として収容した」とある。

即ち佐々木少将が警備司令官になってから十二月二十四日より翌十三年一月五日に至る間、第十六師団歩兵第三十旅団は安全区内の「兵民分離」工作の結果、敗残兵二千を分離し旧外交部に収容したのである。

七 城外における敗残兵、便衣兵の掃蕩(十二月十四日～翌十三年一月二十二日)

十二月十四日以降各師団は、南京付近に駐屯し、それぞれ担当地域の掃蕩、引き続き警備を実施したが、この間の公式文書はわずかに、『歩三八戦闘詳報』、『歩三八行動概見表』、『攻城重砲兵第二大隊戦闘詳報』があるのみである。故にこの間の城外掃蕩については、主として『中島日記』、『佐々木少将私記』、『牧原信夫日記』、『林正明日記』、『野戦郵便旗』、池田早苗氏、富田竜太郎氏らの証言によらざるを得ない。

歩二〇第十二中隊は、十四日朝、馬群付近への増援を命ぜられ、輜重隊を襲撃した約二三百名の敗残兵を捕え、応援に來た歩二〇第三機関銃中隊と共に、これら全員を残敵掃蕩として銃殺した。〔牧原日記』、『小戦例集』

また、十五日以降において、敗残兵等の活動した地域は、概して南京北方と東方の地区に多く見られ、城西地区では敗残兵蠢動の形跡はあまりないようである。

南京付近の掃蕩、警備を担当した第十六師団の『中島師団長日記』を見ると、「十二月十六、十七日二日間ヲ以テ掃蕩スルコトトシ兩旅団ニ区域ヲ配当シ各隊ハ各併行路ニ一部隊ヲ進マシメテ隘路ノ出口ニ至リテ一泊シ翌日又同様

ニシテ宿营地ニ帰還セシムルコトス。爾後ハ兩旅団ヨリ各一警備大隊ヲ出サシメ他ノ二大隊宛ハ城内外ニ近ク宿營シ何時タリトモ一大隊宛ノ増援ヲナシ得ル如クシテ待機姿勢ニ移ル。十二月二十日師団ノ警備区域定リ各師団モ逐次其新配置ニ向ツテ行動ヲ始ム」と記されている。第十六師団長としては、十六、七日をもって城外掃蕩を一応終え、十八日からは治安維持のため一部をもって警備、主力は有事即応の態勢で次期作戰を準備する方針のように窺える。

このような師団長の腹案にもつづいて、第三十旅団は「命により紫金山北側一帯を掃蕩す、獲物少しとは云へ兩聯隊共に数百の敗残兵を引摺り出して処分した」と『佐々木少将私記』十六日の項に記されている。

「歩兵第三十八聯隊行動概見表」によれば、歩三八第二大隊をもって、十二月十六日、和平門―仙鶴門鎮―復興橋に至る地区を掃蕩し、復興橋に宿營し、翌十七日、前記の道路を掃蕩し和平門に帰還している。

また歩三三の中島典雄氏（聯隊本部附）、堤千里氏（第三大隊副官）の証言によれば、歩三三の一個大隊は、城外和平門以西の揚子江岸寄りの地区を、十六、七日に亘り往復掃蕩したという。しかし、歩三八、歩三三の兩部隊ともその戦果には触れていない。

歩十九旅団通信班長犬飼総一郎氏の証言によれば、「歩十九旅団は、十五日夜、掃蕩命令を下達、歩九には紫金山南麓一帯を、歩二〇には紫金山南東平地部を掃蕩せしめた。この十六、十七日における往復掃蕩の戦果はなかった」。第十六師団は十二月十四日、その一部をもって城外掃蕩にあたったが、主力をもって組織的に城外掃蕩を行ったのは十六、七日が初めてのことである。敵の抵抗や投降その他処断については全く不明であるが、当時敗走中の中国兵が紫金山周辺や城北地区において、抵抗したことは想像に難くない。

八 揚子江左岸地区における国崎支隊の捕虜対応

国崎支隊（長歩九旅団長・国崎登少将、歩四一基幹）は十二月十一日慈湖鎮付近で揚子江を渡河し、十三日夜浦口鎮を占領したが、十二月三日～十五日の戦闘間、捕虜一二〇人を得た。また別に、十四日夕、同支隊歩四一第十二中隊は第七中隊と共に揚子江の中洲江興洲（江心洲ともいい、歩四五第十一中隊が敢闘した新河鎮の西方）において、投降兵二、三五〇を武装解除して捕虜としたが、その態度が従順であったため全員を釈放した。

国崎支隊の捕虜一二〇人の大部は揚子江渡河後の戦闘で得たものであるが、戦闘詳報ではその後の対応を記述していない。しかし、同支隊は杭州湾上陸以来、捕虜に対しては常に収容または釈放という節度ある対応をとっていることから、おそらく釈放したものと考えられる。

歩四一第十二中隊等が江興洲で獲た捕虜の大部分は、歩四五に撃破され敗走したものと、十四日下関において歩四五に捕虜となり釈放されたものであろう。

九 その他少数捕虜等に対する対応

歩九第二大隊の戦闘詳報によれば同隊は、十二月九日から十三日の間、十九名の捕虜を得た。

第三師団歩六八の第一、第三大隊の戦闘詳報によれば、十三日武定門外において、それぞれ八名と二十五名の捕虜を得ているが、その後の対応については記されていない。この捕虜はいずれも戦闘間において得た捕虜である。

ただ歩六八第三大隊の陣中日誌に、十二月十六日藤田部隊（3D）会報として「爾後捕虜兵ハ一応調査ノ上各隊ニ於テ嚴重処分スルコト」とある。（資料集参照）

以上のほか、参戦諸隊においては若干の捕虜等を得たものと思われるが、戦闘詳報未入手のためその詳細は不明である。

以上で捕虜等に対する対応をおわる。記述にあたっては我が諸隊が、いかなる戦況下においてどのような任務をうけて敵の投降兵、敗残兵、便衣兵等に対応したかを明らかにするようつとめたが、不明の部分が多い。

対応の結果は、1 正式捕虜として收容、2 武装解除後釈放、3 捕虜として收容後逃走されたもの、4 收容後の処置不明なもの、5 処断の処置をとったものの五つに区分されるが、本節に於ては特に処断の処置をとった部隊について当時の状況等の詳細を記述してその経緯を明らかにするよう努めた。

これら処断の処置は、日本軍としては任務命令に基づく戦闘間の行動であるとか、抵抗、暴動が起きたとか、またはその懸念が大であったとかの理由で行われたと推定されるのであるが、その具体的な説明は戦闘詳報等には殆ど記述されていない。

一方この問題については中国軍の戦闘詳報には個々の戦闘における俘虜に関しては、何らの記述がない。これらの理由により、本節においては、これら処断の当、不当の問題への論及は避けることとした。

第三節 捕虜等取扱いの混乱とその結果

以上、記録にあらわれた各隊の捕虜等に対する取扱いについて記述したが、その処置は戦況により当然異なるとはいえ、概してまちまちであり、各部隊指揮官の裁量に委ねられていたようである。

では、何故このような結果になったのか、捕虜取扱いの混乱について考えてみよう。

一 陸軍次官の通達（三三九ページ及資料集参照）

中島中将の率いる第十六師団は十二年の八月二十三日動員下令、九月上旬まで北支で戦ったが、それに先立つ八月五日、次のような命令を軍中央部から受けていた。しかもこの命令はその後殆ど同文で九月三日関東軍に、十一月四日杭州湾に於て上陸直前の第十軍に発せられている。上海派遣軍宛の通牒は未発見であるが、第十軍宛の中に『各軍ニ通牒セラレアルニ付キ』とあり、同軍にも発せられていたことは間違いない。

それは陸軍次官発の依命通牒という形式をとっているが、要するに大臣命令であって、中国大陆に兵を用いざるを得ないと決した軍中央部が作戰部隊に指示した、捕虜に関して言及した最初の方針であった。これには、

『……帝国現下ノ国策ハ、努メテ日支全面戦ニ陥ルヲ避ケントスルニ在ルヲ以テ、日支全面戦ヲ相手側ニ先ンシテ決心セリト見ラルルカ如キ言動（例ヘハ戦利品、俘虜等ノ名称ノ使用或ハ軍自ラ交戦法規ヲ其ノ儘適用セリト公称シ其ノ他必要己ムヲ得サルニ非サルニ諸外国ノ神経ヲ刺戟スルカ如キ言動）ハ努メテ之ヲ避ケ……』と指示してあつ

た。「捕虜と呼ぶことも、軍の側から交戦法規をそのまま適用して戦うとも言ふな」というのである。

この通牒には、前文に『陸戦ノ法規慣例ニ関スル諸条約其ノ他交戦法規ニ関スル諸条約中、害敵手段ノ選用等ニ関シ之カ規定ヲ努メテ尊重スヘク』と交戦法規の遵守には触れているのだが読む限りにおいて、それは尊重すべきは、害敵手段の選用等であつて交戦法規全体ではない。捕虜については「そういう言葉も極力避けよ」というのである。

しかし、この「方針」はまことに理解困難な方針である。戦闘となれば必ず投降兵は出てくる。これをどう取扱うのか。扱うべき機構も施設も「戦争ではないのだから」と準備されないものであつた。「戦争とならぬよう、事変の程度で収めたい」という気持ちは解らぬではない。しかし、事変勃発当初ならばたとえそうであつたとしても、上海戦が起こり全面戦争のような形となり、さらに相手国の首都南京に攻めこむまでに戦局が大きく進展した時期となつても、依然として改めることなく、はっきりした方針も扱い方も示さなかつたのは果たして如何なものであらうか。

二 松井大将の方針

さきに示した中央部の方針は、捕虜を処分せよ、殺せとも言つていないし、釈放せよとも、收容せよとも命令してない。ただ捕虜と呼ぶなどといっているのであるが、それでは松井大将はいったいどのように対処したのだろうか。現在までに得られた資料では、十二月九日『和平開城ノ勸告文』の中に『……日軍は抵抗者に対しては極めて峻烈にして寛恕せざるも、無辜の民衆および敵意なき中国軍隊に対しては寛大をもつて、これを犯さず、……』と、基本的考え方とも見られる記述があるが、公式文書には捕虜取扱の方針乃至準拠らしきものは全くない。僅かに大将の専属副官・角良晴³²少佐の談話によりその意図を知るのみである。即ち「捕虜は武装を解除した後解放せよ」という意図であつたという。※

次官ヨリ丁集団参謀長宛通牒案

交戦法規・適用ニ関シ別紙ノ通各軍ニ通牒セラレアルニ付之
ニ準拠セラレ度通牒ス 陸支密第一七七二号昭和十二年十一月四日

交戦法規ノ適用ニ関スル件

一、現下ノ情勢ニ於テ日支両国ハ未タ国際法上ノ戦争状態ニ入
リアラサルヲ以テ「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約其ノ他交
戦法規ニ関スル諸条約」ノ具体的事項ヲ悉ク適用シテ行動
スルコトハ適當ナラス

二、但シ左ノ件ヲ実施スルハ現下ノ状況ニ於テ当然ノ措置トシ
テ差支ナシ

1、自衛上必要ノ限度ニ於テ敵性ヲ有スル支那側動産不動産
ヲ押収没収破壊シ或ハ適宜処分(例ヘハ危険性アルモノ、
長期ノ保存ニ堪ヘサルモノ押収後之カ保管ニ多大ノ
経費、労力ヲ要スルモノ等ヲ換価又ハ棄却スル等)スル
コト

「但シ土地建物等ノ不動産及私有財産(市、区、町、村
ニ属スル財産ヲ含ム)ハ之ヲ軍ニ於テ没収スルコトハ適
当ナラス」

2、自衛ノ為又ハ地方良民等ノ福祉ノ為緊急已ムヲ得サル場
合ニ於テ前項ノ物件等ヲ利用スルコト

三、右述ノ外日支兵干戈ノ間ニ相見ユルノ急迫セル事態ニ直面

シ全面戦争ヘノ移行転移必スシモ明確ニ判別シ難キ現状ニ
於テ自衛上前記条約ノ精神ニ準拠シ実情ニ即シ機ヲ失セス
所要ノ措置ヲ取ルニ遺漏ナキヲ期ス

四、軍ノ本件ニ関スル行動ノ準拠前述ノ如シト雖帝國力常ニ人
類ノ平和ヲ愛好シ戦闘ニ伴フ惨害ヲ極力減殺センコトヲ願
念シアルモノナルカ故ニ此等ノ目的ニ副フ如ク前述「陸戦
ノ法規慣例ニ関スル条約其ノ他交戦法規ニ関スル諸条約」
中害敵手段ノ選用等ニ関シ之カ規定ヲ努メテ尊重スヘク又
帝國現下ノ国策ハ努メテ日支全面戦ニ陥ルヲ避ケントスル
ニ在ルヲ以テ日支全面戦ヲ相手側ニ先ンシテ決心セリト見
ラルルカ如キ言動(例ヘハ戦利品、俘虜等ノ名称ノ使用或
ハ軍自ラ交戦法規ヲ其ノ儘適用セリト公称シ其ノ他必要已
ムヲ得サルニ非サルニ諸外国ノ神経ヲ刺戟スルカ如キ言
動)ハ努メテ之ヲ避ケ又現地ニ於ケル外国人ノ生命、財産
ノ保護、駐屯外國軍隊ニ対スル応待等ニ関シテハ勉メテ適
法的ニ処理シ以テ第三國トノ紛糾ヲ避クルノミナラス皇軍
ニ対シテ信頼ヲ抱カシムル如クスルモノトス

五、地方ノ行政治安維持其ノ他官公署等ノ動産不動産ノ保護等
ニ関シテモ軍政ヲ布キ或ハ軍自ラ進ンテ之ニ関スルヲ避
ケ前述ノ趣旨ニ鑑ミ軍ハ必要ナル内面的援助ヲ与ヘ其ノ実
ヲ挙クルヲ可トス又支那側ノ神社仏閣等ノ保護ニ就テハ勉
メテ注意アリ度

六、右諸件ノ実施ニ方リテハ機ヲ失セス之カ具体的報告ヲ提出
スルモノトス

※国崎支隊隷下部隊（歩四一第十二中隊）のように戦闘詳細に捕虜釈放を明記した部隊もあるが、果して松井司令官の意図を知っていて実行したのかどうか全く判らない。おそらく国崎支隊長が歩四一聯隊長独自の指示に基づいて行ったものであろう。

一方溯って、上海戦の頃は捕虜の数も少なかった為と思われるが、上海派遣軍も海軍陸戦隊も捕虜を收容し国際法規に従って毎日軍医を派遣する等、戦時国際法に従い捕虜を処遇していた記録がある。（信夫淳夫著『戦時国際法講義』第二巻、第八四九支那事変に於ける支那俘虜）（資料集参照）

海軍大学の教授であった信夫博士の、この記述の元になったと思われるのが、泰山海軍軍医大佐の『上海従軍日誌』である。日誌の十月十四日の項によれば、泰山大佐はワッテビル一行（米国人？）を捕虜收容所に案内したが、海軍陸戦隊は三元宮收容所に捕虜二十六名、陸軍は眉州小学校を收容所として二十一名を收容して居り、衣食住より日課、医療に至るまで法規通り実行され、また寢室、食堂、浴場等も清潔で、その設備は至れり尽くせりであったという。

また、上海派遣軍飯沼参謀長の日記十月九日の項には、隷下各師団等の参謀長を集めた時の記事として次のような記録がある。

「俘虜ヲ作ル如クス 敵動揺ノ色アルニ乗シ来ル者ハ俘虜トスヘシ 彼等ハ日本軍ニ捕ハルレハ殺サレルト宣伝シアリ之ヲ是正スルコト。」

これを見る限り、軍参謀長としては「俘虜」という名称を用い且つ積極的に俘虜を作れることを推奨しているとともに、またこれを宣伝に利用しようとしているとも受けとれるのである。

中央部は「捕虜と呼ぶな」といい、現地軍の最高指揮官は「釈放せよ」といい、参謀長は「俘虜を作れ」と言っているのである。

これと全く反対に「捕虜を取るな」といっているのが中島師団長であった。

三 中島師団長の「捕虜ハセヌ方針ナレバ」について

中島師団長の十二月十三日の日記には「捕虜ハセヌ方針ナレバ片端ヨリ片付クルコトナシ……」とある。この方針が次官通達の「捕虜と呼ぶな」を「捕虜を取るな処分せよ」と誤って解釈したものか、或は師団長の独自の見解をもって決心したものかは判然としない。

以下中島師団長の決心にもとづく隷下指揮官の対応をうかがうこととする。

歩兵第三十旅団長（佐々木到一少将）の十二月十四日の城内掃蕩命令には「各隊ハ師団ノ指示アル迄捕虜ヲ受付クルヲ許サズ」とあり、師団長の「捕虜ハセヌ方針ナレバ」を裏付けるとも思われる命令文を下達している。しかし命令文には「処分セヨ」という字句は見当らない。

また、歩兵第三十旅団隷下の歩三八聯隊副官・児玉義雄氏³³は十二月十二、十三日頃の回想記事として次のように記されている。

「南京一〇二キロ近くまで近接して、彼我入り乱れて混戦していた頃、師団副官から師団命令として『支那兵の降伏を受け入れるな、処置せよ』と電話で伝えられ、とんでもないことだと大きなショックをうけた。師団長中島今朝吾中将は豪快な將軍で好ましいお人柄と思っておりますが、この命令だけは何としても納得できないと思っております。部隊としては実に驚き困却しましたが、命令止むを得ず各大隊に下達しましたが、各大隊からはその後何ひとつ

第五表 捕虜、摘出逮捕した敗残兵、便衣兵に対する対応概見

[illegible]

城外				城内		10		数字集計（公式文書）		城外			
14		13		12		11				9		8	
第十六師団歩第三十旅団 十二月二十四日より翌年一月 五日ごろまでの間南京近郊、 不逞の徒		第十六師団歩第三十旅団 十二月十六、十七日紫金山 山北方一帯掃蕩		第十六師団歩第三十旅団 第十二中隊及第三機関銃中隊 十二月十四日朝馬群付近の 掃蕩戦で捕えた敗残兵を銃殺		第十六師団歩第三十旅団 十二月二十四日より翌年一月 五日ごろまでの間安全区内の 兵民分離		山田支隊（歩六五基幹） 十四日幕府山付近で收容した 兵士約八千のうち十四日夜四 千逃亡、残りを釈放のため観 音門に連行		歩九第二大隊 九日から十三日の間、紫金山 南方地区の戦闘間得た捕虜		第三師団歩六八 十三日武定門外で 得た捕虜	
		歩三三八		二〇〇〇		約二、〇〇〇		約一、〇〇〇		約二、〇〇〇		第一大隊	
数千		数百				約二、〇〇〇				元		第二大隊	
										七、四〇〇		八	
										約七、八〇〇			
								約七、〇〇〇					
										元		二五	
数千		数百		二〇〇〇				約一、〇〇〇		約一、三〇〇		八	
『佐々木少将私記』		『佐々木少将私記』		『小戦例集』 『牧原日記』		『佐々木少将私記』		戦史叢書		第二大隊 戦闘詳報		第一大隊 戦闘詳報	
不逞の徒を下関にて処分		掃蕩戦間の処分		1. 我が輜重隊を襲撃した敗残兵を捕えたものである。 2. 『小戦例集』には捕虜数九十五名とある。		入院中の傷病兵約五〇〇は以上の外に捕虜として收容		当初幕府山付近で約一万四千を收容したが、非戦闘員約六千を釈放したの戦で捕虜八千を釈放したの戦新説証言集はこの数字と異なっている。		大雑把な目安にすぎない			

備考

- 一、本表の数字は平成元年四月までに収集した公式文書や日記等に記載の数字を何等考察を加えることなくそのまま転載したものである。
- 二、戦闘詳報未入手の諸隊があることから、本表以外にも若干の捕虜等はあったものと思われる。

報告はありませんでした。」

これに依れば口頭ではあるが、「処置せよ」と指示されているのである。しかし、この歩三八の戦闘詳報によれば、隸下の第十中隊は十二月十四日、七千二百人の投降兵を武装解除して捕虜として收容し、後日南京城内（第一監獄所）へ護送しているのである。いうなれば、師団長の方針、命令に違反して捕虜として收容したことになる。そして後日、何のともがめもなかった。

それどころではない。ここに捕虜を上司に内緒で使っているのを中島師団長に見られ、危険だと叱責されたが逆に師団長に気に入られ賞賛された証言がある。証言者第十六師団司令部経理部・金丸主計軍曹によれば、十二月二十日ごろ、師団長が突然下関の倉庫の視察に来、捕虜三百名を使っているのを見られてしまったという。倉庫の中には武装解除して取り上げた兵器も無雑作に積み上げてあり「もし、反抗したらどうするんだ」と叱責されたが、軍司令官主催の新年年賀の席で、師団長は「私の部隊の一主計軍曹で無腰のままで三百名の捕虜を自由に使っている大胆不敵な奴が居りまして大した働きをしております」と自慢したという。

この事実は「捕虜ハセヌ方針ナレバ」ということと、如何なる関係にあるのであろうか。師団長の方針に反していた一主計下士官が、師団長に気に入られ除隊後までもその交際は続いたという。中島師団長の本心は今となっては知るべくもない。

四 第一線部隊の困惑

華中戦線の日本軍全軍としてみれば、「捕虜とも呼ぶな」との次官通牒は受けているものの「捕虜を処分せよ、殺せ」とは、誰も決めていないし、誰も命令を下してはいない。ただ兵团毎に、その部隊長、参謀らの考えによって指導されたというのが実情であった。

投降する者に当面する部隊にとっては兵力は乏しく戦闘に手一杯である。上級司令部としても、これを收容する機構も扱うべき予備の兵力の用意もない。ましてこれに食わせる食糧の準備など皆無なのが現実の姿であった。投降兵は勝利の証しなどと喜んでおられる状態ではなかった。

敵を撃滅することだけを念頭において戦っていた第一線諸隊は、多数の投降兵出現にさぞ困ったことであろう。その対応がまちまちであったことは一に戦況によるとはいえ前述の指示の不的確、対応準備の欠如が大きな要素といえよう。そしてその責は一に中央部及び方面軍が負わねばならないものともいえよう。

五 対応のまとめ

かく混乱した捕虜等取扱いの結果をまとめて表示すれば第五表のとおりである。なお表示にあたっては、比較的確度の高いと思われる公式文書によるものと日記とを区分したが、単なる証言による数字は除外した。肝心の数については、公式文書や日記に記載されているものをそのまま転載し何らの考証を加えていない。当時これらの数は戦果として部隊の功績上申の資料であったことから過大に表示されていることだけはほぼ間違いないかろうと思われる。

なお、この数字の考証は第四節において敵の総兵力約七万という数と照合考察しつつ実数に近いものの推定に努めた。

第四節 南京防衛中国軍の行方

(要図 33、34 参照)

本書第二章において南京衛戍軍の総兵力を六万から七万程度と判断した。

本節においては、まずこの兵力判断を補遺する意味において、当時の日本軍、第三国(米)の兵力判断に関する発表資料を併せ考察する。

一、南京防衛中国軍の兵力判断

当時の日本軍は、南京防衛の中国軍を約十万と判断し、中国側は十五万と称し、第三国人(米)は約五万と推定していた。

日本軍の判断

我が軍においては『飯沼守日記』十二月十七日の項に「今日迄判明セシトコロニ依レバ南京附近ニ在リシ敵ハ約二〇師一〇万人ニシテ派遣軍各師団ノ撃滅シタル数ハ約五万、海軍及第十軍ノ撃滅シタル数約三万、約二万ハ散乱シタルモノノ如キモ今後尚撃滅数増加ノ見込」と記述せられているが、これは南京戦のほぼ終了した直後の日記記事で、当時の日本軍の一般的判断を示している。

また第十六師団参謀長・中沢三夫氏の当時の手記(通称『中沢資料』)に、我が上海派遣軍二課収集の情報として、中国軍の編成や兵力判断について書かれている部分がある。

中沢参謀長は、南京防衛軍を基幹師団八ヶ師団、遊兵師団約十ヶ師程度と見、そのうち基幹師団の兵力について、その一ヶ師の兵力判断を「当時一ヶ師ハ五千位ノモノナルベキモ是等ハ首都防衛ナル故カク甚シキ損害ヲ受ケタ前ニ充タシタト見ルベク一万アリシモノトスレバ八ヶ師団デハ九万」とし、その他各所から敗退して南京に集まり基幹師団の支援にあたった師(注・いわゆる遊兵師)約十ヶ、その兵力二〇三万を加えると総兵力は十萬〇二万と判断している。飯沼参謀長の判断根拠は不明であるが、中沢参謀長の一ヶ師あたりの兵力判断は過大といわざるを得ない。

第三国人(米)の判断

南京戦当時城内に居住し、中国軍の情報を入手しやすい立場にあった在南京米国領事館のエスビー副領事が、在漢口の米国大使に送った報告書(「エスビー報告」といわれている)の中には五万を超えざる兵数と記されている。

「入手シタル情報ニ依レバ、南京陥落前、支那軍及住民ハ漸次ニ南京ヲ立チ去リ他ニ赴キツツアリタリ。住民ノ約五分ノ四ハ既ニ町ヨリ逃レ出デ居リ、支那軍ノ主要部分ハ其軍需品及設備類ノ大部分ヲ持チ既ニ退却シ居レリ。町ハ五万ヲ超エザル兵数ニテ守ラレルコトナリ居レリ。實際僅カニ唯ノ五万ニ過ギザルナリ。之等ノ大部分サヘモ南京市陥落ノ後ニ北ト西ノ門ヲ抜ケ城壁ヲ越エテ日本軍ノ戦線ヲ抜ケテ退却シヨウトモガキタルナリ。……」(日中戦争史資料第九巻)

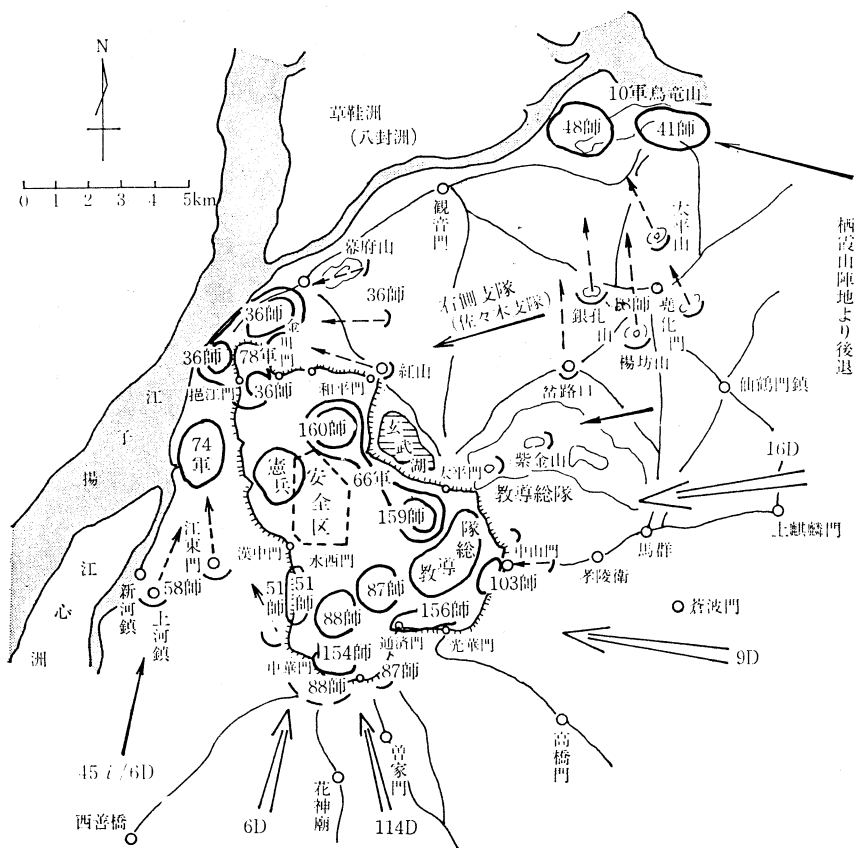
また「ニューヨーク・タイムズ」南京特派員T・ダーディン記者も、一九三八年一月九日同紙掲載記事に次のように報道し、兵力約五万人と推定している。

「南京市内外の中国軍の戦力がどれほどであったか正確にあげるのは難しい。ある観察者たちの推定では、南京防衛戦には一六個師団が参加したという。この数字は正確とみなされる。中国軍の師団は平時においてさえも、平均し

要図34 南京衛戍軍の行動概況要図

(12月11日より12月12日夕に至る)

本要図は中国側戦闘詳報より推定したもの。



12日夕における南京衛戍軍の態勢を概観すれば、城外においては、烏竜山地区(10軍)、城北(78軍)、三汊河(74軍)の3地域に、城内においては、太平門・富貴山地区に66軍・教導総隊の主力、その他の部隊は城内各所に分散していた模様である。

てわずか五、〇〇〇名編制にしかすぎない。南京を防衛して痛撃を蒙った師団は、少くとも場合によってはそれぞれ二、三、〇〇〇名の編制であったこともありうる。約五万人の軍が南京防衛に参加し、袋のネズミとなったといっても間違いはない。」「(『日中戦争史資料』第九巻)

ダーディン記者の推定根拠は概ね妥当であろう。しかし、南京衛戍軍の戦闘詳報はその兵力に関する限り他の情報に比べ確度の高いことは一般常識として考えられることで、これに依れば第七十八軍は現地南京で二ヶ団の補充を受けている。また上海戦場にいなかった無疵の第二軍団(第十軍)の二ヶ師或は第七十四軍の二ヶ師等は、南京戦の当初何れも約七千の兵力を有しているのでこれらを加算すれば衛戍軍の総兵力は六、七万程度となるのではなかろうか。

中国側、最近の見方

最近孫宅巍氏は「南京保衛戦双方兵力的研究」という論文において、中国の譚道平(南京衛戍司令長官部参謀処第一科科长)説として、中国側参戦部隊総数を、八一、〇〇〇人(戦闘兵四九、〇〇〇、雑兵三一、〇〇〇)なりとしている。

我が方の判断よりも多少多くなっている部隊は、第二軍団一八、〇〇〇人(内雑兵六、〇〇〇)、教導総隊(一一、〇〇〇人(内雑兵四、〇〇〇)、七十一軍Ⅱ87師六、五〇〇人(内雑兵三、〇〇〇)、八十三軍五、五〇〇人(内雑兵一、五〇〇)である。

(注) この雑兵というのは後方支援兵力をさすものか、民兵隊をさすものか判然としない。また、七十一軍、八十三軍の兵力は、在鎮江戦當時はともかく、十二月七日以降南京付近に到達した兵力推定としては稍過大ではなかろうか。

二、中国軍約六〇七万の行方推定

次に中国軍六〇七万の行方であるが、これらを、

- (1) 戦闘死、戦傷病死したもの
- (2) 脱出（我が軍の包囲を突破、或は渡江により）に成功し、また脱落、逃亡し、或は捕虜の釈放や收容等により生存を完了したもの

(3) 捕虜や摘出敗残兵、便衣兵として我が軍に処断されたもの
等の三つに区分し、つとめて実数に近い推定数を求めることにした。

順序としてまず、南京防衛軍戦死者数と渡江、突圍成功者数を中国軍戦闘詳報記載数字を基に判断したものを加え推定すれば次のとおりである。

以下中国側資料は主に『抗日戦争正面戦場』に拠り、一部『南京保衛戦』を参考とした。

『抗日戦争正面戦場』の中には一部戦闘詳報の記述のない軍・師がある。

南京衛戍軍戦闘詳報より見た中国軍戦死（傷）者数

（十二月四日～十二月十二日夕）

(1)

確定								部 隊	戦 死	戦 傷	説 明
計	66 A		74 A		2 A G (10A)						
	160 D	159 D	58 D	51 D	軍特務隊	48 D	41 D				
一二、三六六二、四一二	(一、〇〇〇〇)	(一、〇〇〇〇)	(二、〇〇〇〇)	四、四〇〇	四七	二、一三七	一、七八二				
				一、三〇〇	一三	四八〇	六一九				
	2、1、軍は十二日現在の兵力、一師に足らずと記されている。即ち概ね半減。 力半減した。3、八日孟塘の営全滅という激戦もあった。		2、1、()は推定数、なお51Dの戦死傷比率は10Aに準ずるものとした。 58Dは概ね51Dに準ずるものと考えた。但し十二日までに51Dの淳化鎮地区や南京城西南角付近のよう激戦はなかった。		軍の損害約三分の一と記されている。 中国軍の戦闘詳報に記述された戦死者数は我が軍のようには正確なものがあるか否かは論及するに足る資料がない。しかし戦場逃亡等を含むものと思われる。戦死に比し戦傷の比率は極めて少ないのが特徴である。						

10 Aは五日～十二日の間、比較的激戦地区として、八日大胡山―孟塘地区、十一日楊坊山、銀孔山地区等の戦闘があった。その戦闘間、損害約三分の一を蒙っている。やや過大の感もあるが、これらを考慮して他の兵団の戦死者数を推定する。戦傷者数の推定は諸要素複雑で推定できない。

(2)

(十二月四日～十二月十二日夕)

推定										
計	その他	103 D、 112 D	83 A		要軍憲 塞直兵 部部部 隊隊隊	78 A (36D)	71 A (87D)	教導 総隊	72 A (88D)	部 隊
			156 D	154 D						
九、二〇〇〇 一、〇、二〇〇〇	約一、〇〇〇	約一、〇〇〇	約一、〇〇〇		五〇〇、 一、〇〇〇	約一、〇〇〇	約一、二〇〇	一、五〇〇 二、〇〇〇	約三、〇〇〇	戦死
	十二日挹江門付近において、78軍と88D、87D間の同士討ちなど	鎮江作戦から南京に急進する際かなりの損害があったものと思われる		我が第六師団と九日、十二日午前にわたり屍山血河の激戦を雨花台に於いて展開、損害約二分の一と見る。『南京保衛戦一六五ページ』では全師戦死と記されている						
				激戦地区であったが、主戦場が紫金山という地形の関係上、損害約三分の一と見る						
				配備未完に乗ぜられ、我が第九師団歩三六等の攻撃をうけ損害多大、三分の一強						
				軍としては十二日までは大した戦闘はやっていない。ただし36Dに特別補充の補充第二団は外周陣地の大胡山付近の戦闘で損害をうけている						
				全般的に損害は軽微である。ただし、戦車部隊、対戦砲部隊は外周陣地の戦闘に参加し、かなりの損害をうけている						
				明						
				説						

(1)

— 354 —

(2)

— 355 —

(3)

1、蔣公穀軍医の日記によれば、十二月、傷兵五〇〇、波裕を参里（浦口）に度（渡）した。

歩四一第十二中隊の戦闘詳報によれば、第十二中隊は十二月十四日夜と十五日朝こかけ、第七中隊と協同して、

— 356 —

(1)、(2)計約三千人

なお、前記推定から難民区に遁入した兵数は一万を超えないと思われる。ダーディン記者は五万のうち約三分の一が城内に残ったと推定している。

以上、唐衛戍軍戦闘詳報を主にし、一部我が軍の情報及び第三国情報で補足した中国軍戦死者数、渡江成功者数、突圍成功者数の総合推定は次のとおりである。

(一)、戦死者推定数

約二万九千人

この数字は戦傷兵（後送され城内にあった）の死亡を含んでいないので、これら推定約一千を加えると約三万人である。

(二)、渡江成功者推定数

約一万五千人

(三)、陸路突圍成功者推定数

約三千人

これら(一)、(二)、(三)の総計は約四万七千人である。

これら戦死、渡江成功、突圍成功者等の数は、中国軍戦闘詳報等公式資料によらなければ他資料を以ては正鵠を期し得ない。

しかしながら、十二日夜以降すなわち十三日朝からの中国軍戦闘詳報には、一部（78軍、10軍、66軍）を除いて戦

況またはその兵員数の移動について何らの記述がない。

したがって、南京衛戍軍の推定総兵力六〇七万から前記約四万八千を差し引いた差数一万二千〇二万二千の大部分は、十三日以降、南京城外、城内（難民区を含む）において我が軍の捕虜となったものや、摘出逮捕された敗残兵、便衣兵の数であろう。

前掲第五表と若干重複するが、これら数字の確度を説明欄に付記すれば第六表のとおりである。

第六表 中国軍捕虜、我が軍に摘出逮捕された敗残兵、便衣兵一覽

(十二月十三日以降、概ね日次順)

場 所	期 時 間	我が部隊	捕虜(敗残兵)数	敵師(推定)	準拠資料	説 明 (上記数字の確度付記)
雨花門外	十二月十三日午後	歩六六第一大	一、六五七	延88師部隊増援連	歩六六第一大隊戦闘詳報	第一大隊の当時の戦力(約四百名)から見て捕虜数は過大である。もちろん確認数ではない。
紅文山、天文台、下関、及び太平門附近	十三日朝後	歩三三	二、八九六	主体は36師	報 歩三三戦闘詳	1、処断した捕虜二、八九六は確認数ではない。 (戦況上) 2、歩三三は右側支隊配属の第一大隊、聯隊主力、太平門守備の第六中隊の三つに分れて行動し、十三日夕合戦した。捕虜数はその総計である。
下関、挹江門西方	十四日午前	歩四五第二大	約五、五〇〇	主体は51、58師	歩四五聯隊史	2、1、捕虜数は確認数ではない。 (歩四一の捕虜数と重複)
堯化門附近	十四日午前	歩三八第十中隊	七、二〇〇	66師、83師、隊が主体と教導隊	報 歩三八戦闘詳	証言者の数字もまちまちで捕虜数は確認数ではない。
幕府山(上元門)	十四日	歩六五	約八、〇〇〇	主体は36師、憲兵、軍直、教総	郷土史叢書 戦史証言	1、十四日約一万四千が投降、一般市民六千を釈放、残り八千を捕虜とした。不確認数である。 2、十四日夜收容所火災の際約半数が逃亡し、約四千が残った。不確認数である。 3、この約四千に対する対応は戦史叢書と証言とは相違している。しかし両者とも捕虜数は確認していない。
江心洲(江興洲)	十四日夜 十五日朝	歩四一第七、第十二中隊	二、三五〇	51、58師と確認	歩四一第十二中隊戦闘詳報	1、夜間のことであり数は確認されたものではない。 2、歩四五の捕虜となり釈放されたものと新河鎮の敗兵を含むものと思われる。 3、国崎支隊の捕虜一二〇人は揚子江左岸であるから除外した。

城 外			城 内				
南京近郊	江岸 和平門 復興橋	馬群付近	難民区	難民区	難民区	東側難民区	獅子山
十二月十四日 十二月十五日 十二月十六、十七	十二月十四日朝	十二月十四日	十二月十四日	十二月十四日	十二月十四日	十二月十四日	十二月十四日
歩兵第三十旅団諸隊	歩三三 歩三八	歩兵第十九旅団歩二〇第九中隊 機関銃中隊	歩兵第三十旅団諸隊	歩七	第一中隊	歩二〇第四中隊	歩三三第二大隊
数千	数百	二、三〇〇	約五〇〇	約二、〇〇〇	約二五〇	三二八	約二〇〇
不詳	不詳	不詳	不詳				
『佐々木少将私記』			『佐々木少将私記』		戦闘詳報	歩二〇第四中隊陣中日誌	報 歩三三戦闘詳
『小戦例集』 『牧原日記』			『佐々木少将私記』		歩七戦闘詳報	戦闘詳報	証言によれば捕虜二百は処断している 三二八名は銃殺した
『小戦例集』に、捕虜九十五とあることから二百人以下であろう			傷兵のみを捕虜として収容した		抵抗した七、八十名は撃滅し、投降した約二五〇は捕虜として収容した	1、抽出した便衣兵は十四、五、六日、就中十六日に主力を処断している。十四、五、六日の約六、五〇〇は戦闘間でない故、多記にも記述されている。数字は戦闘間ではない。同期間の射撃累計が比較的小銃五千発、機関銃二千発からみるとやや過大かも知れない。	2、この約四千に対する対応は戦史叢書と証言とは相違している。しかし両者とも捕虜数は確認していない。
1、敗兵ではなく新規遊撃隊の公算なしとし、実数はせいぜい二千程度であらう			1、これは掃蕩ではなく「兵民分離」処置の結果である 2、旧外交部に収容している		1、これは掃蕩ではなく「兵民分離」処置の結果である 2、旧外交部に収容している	1、これは掃蕩ではなく「兵民分離」処置の結果である 2、旧外交部に収容している	1、これは掃蕩ではなく「兵民分離」処置の結果である 2、旧外交部に収容している

備考

- 1、数字は確度において大きい差があるが、一応の目安として集計すれば、約三万七千となる。ただし挹江門の捕虜は江心洲の捕虜と重複するのでこれを除外した。この数字は、歩七を除いて歩兵第三十旅団だけとなっているが当然
 - 2、十二月十五日以降、数字として記録に残っているのは、歩七を除いて歩兵第三十旅団だけとなっているが当然
- その他の部隊においても実数推定千程度の捕虜等はあったであろう。これを加算すると約三万八千程度となる

第六表の説明欄に数字の確度について付記しているが、この確度推定にあたって考慮したところは次のとおりである。

一、準拠資料による確度

準拠資料は大別して三つある。①公式文書（戦闘詳報、陣中日誌等）にあるもの、②指揮官の日記等にあるもの、③聯隊史、参戦者の証言など。

本戦史記述の準拠である公式文書の数字すらまず疑ってかからねばならぬことは、本章冒頭に述べたとおりである。この数字三区分のうち、指揮官日記に書かれた戦果に関する数字は特に誇大な表現のことが多い。あるいは隷下部隊の報告の集計の結果、そうなるのかも知れぬが。

一、二例示すれば、『飯沼日記』の十二月十四日の項に「三・三〇頃佐々木支隊ノ一中隊ハ南京東北方ニ於テ約二万ヲ捕虜トセリ」とあるが、歩三八の戦闘詳報には「堯化門守備ノ歩三八第十中隊ハ投降兵七、二〇〇ヲ捕虜トシテ収容」と記せられている。

また『佐々木少将私記』の十二月十三日下関にむかう退路遮断戦闘の項に「此日我支隊の作戦地域内に遺棄された敵屍は一万数千に上りその外装甲車が江上に撃滅したるもの並各部隊の捕虜を合算すれば、我支隊のみにて二万以上の敵は解決されている筈である。……その後捕虜続々投降し来り数千に達す」とあるが、支隊の主力部隊として最前線で戦闘した歩三三の戦闘詳報には、「十三日、敵の遺棄死体五、五〇〇（処決セシ敗残兵ヲ含ム）」と書かれてお

り、参戦した歩三三の幹部も一様に、「佐々木少将私記に記載の戦果に関する数字は著しく過大である」と証言している。

また、単なる証言による数字は同一事象に対する数の見方に雲泥の差があり、概して信を置き難い。

二、当時の戦況

激戦の間大量の捕虜に対応したような場合の数字は正確を期し難い。夜間において特に然り。

三、捕虜等の数

小人数の場合は別として戦闘間、千を超える捕虜数を確認することは至難である。

四、その他、中国軍の状況特に兵力判断など

第六表を準拠として、表記数字の精粗を考慮することなく集計すれば約三万八千となる。

この数字は、前記一万二千～二万二千、なかならず最大限の二万二千人に比べても著しく過大である。

よって前記に説明したように、実数を次のように推定する。

1、雨花門外歩六六の第一大隊 約六〇〇（処断）

2、下関挹江門歩四五第二大隊

約三、〇〇〇（釈放）

釈放捕虜の行先不明確のものあり

3、堯化門付近歩三八第十中隊

約四、〇〇〇（城内収容所）

4、幕府山山田支隊当初約六、〇〇〇

約三、〇〇〇（処断）

約三、〇〇〇（逃亡）

山田支隊の捕虜対応数字は証言を根拠としているため極めて不明確である

5、江心洲歩四一第七、第十二中隊

約二、〇〇〇（釈放）

一部重複

- 6、玄武湖東方―下関、太平門歩三三 約二、〇〇〇（処断）
 - 7、獅子山歩三三第二大隊 約二〇〇（処断）
 - 8、難民区東方歩二〇第四中隊 三二八（銃殺）
 - 9、難民区周辺戦一第一中隊 約二〇〇（收容）
 - 10、難民区歩七（掃蕩） 約六、五〇〇（処断）
 - 11、難民区歩三十旅団（兵民分離） 約二、〇〇〇（旧外交部收容）
これに傷兵五〇〇を加え
 - 12、馬群付近歩二〇第十二中隊、第三機関銃中隊 約二〇〇（銃殺）
 - 13、和平門東西歩三八、歩三三 約四〇〇（処断）
 - 14、南京近郊歩三十旅団 約二、〇〇〇（処断）
 - 15、その他の諸隊（推定） 約一、〇〇〇（処断）
- 以上総計約二万八千、その内訳は、收容約六千二百、釈放約三千、逃亡約三千、処断約一万六千である。

これらを中国側情報と総合し、本節冒頭に述べた三つの区分に分類すれば次のとおりである。

- 一、戦 死（戦傷病死を含む） 約三万人
- 二、生存者（渡江、突破成功、釈放、收容所、逃亡） 約三万人
- 三、撃滅処断 約一万六千人
- 合 計 約七万六千人

以上これらについて若干考察する。

一、戦死約三万人、全体の約三割九分について

我が軍の戦闘詳報、指揮官日記などに記述の中国軍遺棄死体を累計すると約六万となり、この数字は過大で信を置き難い。それゆえ戦死者数は、中国側戦闘詳報に明記されている数字、明記のない部隊については明記部隊の数字を根拠として、交戦日数、激戦の度合いを、彼我両軍の戦闘記録から総合推定したものである。

中国軍戦闘詳報に記述されている戦死者数は、我が軍の戦闘詳報記載の戦死者数程度の正確さがあるのかどうか、批判し得る資料はないが記述された数字を見ると戦死者対戦傷者の比率が三対一或は四対一となっており、我が軍の場合に比べ概ね逆になっている。これは中国側の治療機関不備のため戦傷者の大半が戦傷死に至ったものか、あるいは、戦死者のうちに大量の戦場逃亡者や捕虜を含むものと推測される。

戦史に徴しても戦死者が全兵力の三分の一というのが、一般的にはまず作戦しうる限界ではなからうか。ちなみに、ダーディン記者は、十二月十四日までの状況において、中国軍全兵力五万中戦死一万三千約26%と推定している。

二、生存者約三万人、全体の約三割九分について

これら数字のうち渡江に成功した一万五千人、陸路突破に成功した三千人等は専ら中国側戦闘詳報によらなければならぬ数字である。

また十三日以降我が軍が捕虜として收容した後、城内の收容所に送り使役に服さしめたもの、捕虜として收容後、直ちに釈放したもの、あるいは捕虜として收容後逃亡したものなどは、専ら我が軍の戦闘詳報等の記録による。しかしながら当時の国際情勢の厳しさから、これら情報は第三国、中国側共に流布されていない。

ダーディン記者は生存者を全兵力五万のうち約一万七千（34％）と推定している。同記者の推定根拠はもとより明らかではない。しかし、同記者は十二月十五日、南京を退去していることを考えに入れるとそれ以降、我が軍が中央刑務所（注・第一監獄所）を捕虜収容所として多数の捕虜を収容した事実、或は十四日夜江心洲で捕虜を収容し釈放した事実等を確認し得たわけではなからう。これらのことから、生存者一万七千（34％）、処刑二万（40％）という推定数字になったものかも知れぬ。

なお、捕虜収容所に収容された捕虜の数は、第十六師団経理部部員某少尉の十三年一月六日の日記に「今デハ大分數モ減ツタサウダガ、三千六百七十人モキルサウナ、最初ハ一万人モキタ聞ク」と記されており、上海派遣軍十二月二十九日発表として翌三十日、朝日新聞には「捕虜一万五百」と掲載されている。また直接の当事者である榊原参謀が、「十七日頃、中央刑務所に収容された当初の捕虜の数は約四、五千と思う」と証言しているが、この証言を尊重し、中央刑務所（注・第一監獄所のこと）その他南京城内外の収容所にその後追加収容された捕虜、一月五日ごろ捕虜として収容された約五百の傷者をも含めた総数を約六千余人と推定した。

三、撃滅、処断約一万六千人、全体の二割一分について

この一万六千という数字は、捕虜や敗残兵、便衣兵を撃滅もしくは処断した実数を推定したもので、戦時国際法に照らした不法殺害の実数を推定したものではない。

これら撃滅、処断は概して攻撃、掃蕩、捕虜暴動の鎮圧という戦闘行為の一環として処置されたものである。

しかし、これらを発令した指揮官の状況判断、決心の経緯は戦闘詳報、日記等にも記述がないので、これらの当、不当に対する考察は避けた。

第五節 スマイルス調査

（一般市民の被害考察）

南京戦前後における一般市民の被害に関する当時の確たる資料は、日本側にも中国側にもなく、第三国人のつくった資料として『南京地区における戦争被害』（スマイルス調査）が唯一のものであり、学術的かつ比較的公正なものと判断される。その『スマイルス調査』の考察にあたっては、まず第五章までの戦史と対照し、次いでその内容を検討することとした。

市民の状況と日本軍の対応

- (1) 南京城外の戦闘では一般住民は殆ど全員が退避しており、城内でも残留した殆どの住民は安全区に避難しているが、安全区外の家屋に潜んでいた住民はごく少数に過ぎなかった。ただし、下関での殲滅戦において、脱出しようとした中国軍中に一般住民が混入していた可能性はあるが、その選別は不可能である。中国軍は、降伏勧告を拒否したのであるから、一般住民を隔離して戦闘に巻き込まれないよう方策を講ずべき責任があった。
- (2) 安全区の掃蕩においては、歩兵第七聯隊の記録のように便衣の敗残兵を摘出、処断した際、一般市民が兵士と誤認された可能性はあるが、一般市民に対する計画的・組織的な大量無差別殺害は記録にない。

- (3) 「本調査」第四表によれば、十二月十四日～翌年一月十三日の間、即ち我が軍が兵民分離を実施した時期（十二月二十四日以降）においても、一般市民中殺害、拉致された数が記載されているが、その大部分は掃蕩間（十

二月十四日(二十四日)のものとされる。『佐々木少将私記』においても、兵民分離によって隔離された旧中国兵は原則として、外交部に収容している。

- (4) 南京に撤退した中国軍の多くは、上海戦以来の消耗で兵員が極度に減少しており、防衛戦に備え急遽南京で新兵を徴募したという(NYタイムズ・ダーディン記事)。また男女を問わず強制徴用された民兵が多数戦闘に参加していたという証言もある(第三師団・寺田与之助『南京大虐殺の証明』一五二ページ)。仙鶴門鎮で戦闘した「首都防衛決死隊」の学生のように祖国防衛に自ら志願した若者もいた。

従って、一般住民の死者の中には戦闘員として戦死した者も相当数含まれているものと判断する。

スマイス調査書の特徴と問題点

調査報告のタイトルは正式には『南京地区における戦争被害・一九三七年十二月～一九三八年三月』と言い、金陵大学社会学教授ルイス・S・C・スマイス博士と助手による南京市付近の戦争被害調査である。当時の混乱の中で行われたものとしては、極めて綿密かつ詳細な学問的調査書であり、その資料価値は大きい。

この調査書についてスマイス氏は、東京裁判法廷に、昭和二十一年八月二十九日提出した宣誓口供書の最後の部分で、次のように淡々と言及している。

「私ハ千九百三十八年ノ春ニ南京地区ノ戦災ノ状況ヲ検分シマシタ。

ソノ結果ガ『千九百三十七年十二月ヨリ千九百三十八年三月ニ於ケル南京地区ノ戦禍及都市村落ノ調査』ト云フ書物ニナツタワケデアリマス。コノ本ハ千九百三十八年六月附デ南京国際救恤委員会デ発行サレマシタ。

千九百四十六年六月四日中華民国南京市ニ於テ

ルイス・エス・シイ・スミス 署名」

この口供書の日付には特に注目する必要がある。

それは「南京大虐殺」を告発するため、法廷に同日提出された中国政府の公式調査報告書「南京地方法院檢察処敵人罪行調査報告」の日付が中華民國三十五年(一九四六年)二月であるからである。その一部をここに引用する。

南京地方法院檢察処敵人罪行調査報告

一、調査ノ経過

本檢察処ハ敵人罪行調査ヲ命ゼラレテヨリ、所用ノ文書ヲ印刷シテ市民一般ニ明ラカニ告示スルト共ニ、南京市中央調査統計局・軍事委員会・調査統計局・南京警察庁・南京市党部・南京市区憲兵司令部・三民主義青年団南京本部・南京市商会・南京市農会・南京市工会・南京市弁護士公会・南京医師公会・紅卍字会南京分会及本院等、十四単位ニ宛テ通牒シ、各代表者ヲ民國三十四年十一月七日午後二時、本院會議室ニ召集ヲ請ヒテ第一次會議ヲ開催、會議ニ於テ南京敵人罪行調査委員会ノ組織ヲ決議シ之ヲ成立ス。

又、各代表者ハ夫々文書ヲ以テ關係各方面ニ移牒シ、市政府ハ各区町村ノ保甲ヲ督促シ、警察庁ハ各区警察分局ヲ督促シ、各々分担責ニ任ジ、其他ノ各団体ハ各其性質ニ応ズル調査ノ対象ヲ確定シテ、以テ調査ノ重複ヲ避クルコトヲ議決ス。

此間、敵側ノ偽(欺)瞞妨害等激烈ニシテ民心銷沈シ、進ンデ自発的ニ殺人ノ罪行ヲ申告スル者甚ダ少キノミナ

ラズ、委員ヲ派遣シテ訪問セシムル際ニ於テモ、冬ノ蟬ノ如ク口ヲ噤ミテ語ラザル者、或ハ事実ヲ否認スル者、或ハ又自己ノ体面ヲ憚カリテ告知セハザル者、他処ニ転居シテ不在ノ者、生死不明ニシテ探索ノ方法ナキ者等アリ。以上ノ如キ理由ニ依リ此五百余件ノ調査事実ハ何レモ異常ナル困難ヲ経テ調査セルモノニシテ、就中南京大虐殺ハ、前代未聞ノ大残虐タルト同時ニ敵軍罪行ノ重点ナルヲ以テ、特別ノ注意ヲ払ヒテ慎重調査ヲ期シ、種々探索訪問ノ方法ヲ講ジ、数次に亘リ行ハレタル集団屠殺ニ関スル貴重ナル資料ヲ獲得スル毎々一々之ヲ審査シ、確定セル被殺者既ニ三十万ニ達シ、此外尚未ダ確証ヲ得ザル者合計二十万人ヲ下ラザル景況ナリ。

このような中国官民総掛かりの大々的調査の行われた四カ月後の南京で書かれた宣誓口供書の中で、スマイス氏が八年前の調査書について全く訂正の意思表示をしていないのは、その精度に十分の自信があったからであろう。スマイス氏にして、もしその意思があればこの時点で、占領日本軍の調査妨害があったことを口実に、いかようにも調査書記載数字の訂正が可能であつたと思う。

スマイス調査の内容はベーツ博士（金陵大学教授）の「前書き」に続き、市部調査と農業調査に分かれて本文と三十二の表が付いている。調査は人的被害と物的被害（財産・農作物）について行われ、調査方法は、二人一組の調査員が市部で五十戸に一戸、農村部では平均二百六家族に一家族の割で抽出したものを面接調査した。ここでは人的被害中の死者について考察するため、「市部調査」の中から第四表、「農業調査」の中から第二十五表を掲載した。

中国側が主張するいわゆる「南京大虐殺」の地理範囲は、ほぼ行政上の南京市に相当し、これは城区と郷区に大別される。スマイス調査における市部とは、城内及び城壁に近接した集落（下関、水西門外、中華門外、通済門外）ではほぼ城区に相当し、郷区は「農業調査」の江寧県の方に入っている。従つてここでは城区の死者数の推計には第四表

を使用し、郷区の死者数の推計には第二十五表の江寧県の数字を使用する。

この調査の特徴は「戦争被害調査」であつて、その加害者が日・中いづれであるかを全く問題にしていない点である。ただ「前書き」において、ベーツ氏は簡単に被害の原因を要約して次のように述べている。

城壁に接する市街部と東南部郊外の焼き払いは中国軍、城内と近郊農村の焼き払いの多くは日本軍、略奪と暴行は日本軍、一月下旬以降中国人による略奪と強盗、後に建物の破壊、農村部での深刻な強盗の増加（日本軍に匹敵、時にこれを凌ぐ）。

また農業調査付属の調査地図における被害分布と、本戦史（本書）で解明した日本軍の作戦行動とは必ずしも一致せず、中国軍による堅壁清野戦術や敗残兵の逃走時の行為と推察されるものもかなり多い。おそらく人的被害においても同様であると思われるが、表はその点で正確さに欠ける。

例えば市部調査第四表において「十二月十二日以前における軍事行動の死者六〇〇、連行（拉致）〇」というデータを見ると、前述の強制的民兵、徴用軍夫の存在、また退却中国兵の暴行などを考えれば日本軍入城以前の死者や拉致はもっと多いはずである。中国軍とともに退却したため調査時点では「行方不明」の者もいるはずである。

第二十五表では、病死者の割合が不自然に少ない。下段注にあるように、J・ロッシング・バック教授（金陵大学農学部教授、パール・バック女史の前夫）のデータに比べ江寧県ではほぼ半分である。実際には平時においても十二月から二月にかけては死亡率がその他の月に比べて高いはずであるのに、家を焼かれ、食糧も乏しい農民の病死が減るとは考えられない。かなりの数の病死者が、調査に際し被殺者と回答されたものかと思われる。程度の差こそあ

(市部調査より) 第4表 日付別による死傷者数および死傷原因

日 付 (1937~1938)	死 亡 原 因			負 傷 原 因			拉致され たもの	死傷者 総 計	兵士の暴 行による 死傷者の 比率(%)
	軍事 行動	兵士の 暴 行	不明	軍事 行動	兵士の 暴 行	不明			
12 月 12 日 以 前	600	—	—	50	—	—	—	650	—
12 月 12 ・ 13 日	50	250	—	—	250	—	200	550	91
12月14日～1月13日	—	2,000	150	—	2,200	200	3,700	4,550	92
1 月 14 日 ～ 3 月 15 日	—	—	—	—	—	—	250	—	—
日 付 不 明 の も の	200	150	—	—	600	50	50	1,000	75
計	850	2,400	150	50	3,050	250	4,200	6,750	81
12月13日以降の暴行件 数の比率 (%)		89			90				

* 「軍事行動」とは爆撃・砲撃・戦場における銃撃を指す。

** これら拉致されたものについては大半がまったく消息不明である。

(農業調査より) 第25表 死者数および死因 (調査した 100 日間のもの)

県名	表示された 住民総数	死亡者 総数	住民 1000人 当りの 死亡者	死 因			殺され たもの の総数	住民 1000人 当りの 被殺者 数	住民 1000人 当りの 病死者 数
				暴 行		病 気			
				男	女				
江 寧	433,300	10,750	25	7,170	1,990	1,590	9,160	21	3.7
句 容	227,300	9,140	40	6,700	1,830	610	8,530	37	2.7
溧 水	170,700	2,370	14	1,540	560	280	2,100	12	1.6
江 浦	110,900	5,630	51	4,990	—	630	4,990	45	5.7
六 合(1/2)	135,800	3,060	23	2,090	—	970	2,090	15	7.1
計	1,078,000	30,905	29	22,490	4,380	4,080	26,870	25	3.8

* バックは「土地利用」において、住民 1,000人当りの年平均死亡者数として27.1人をあげている。
同じ割合を 100日間にしてみれば、1,000人当り 7.4人となる。本文の論述参照。

れ、およそこの種の調査において回答に作為が入るのは避けられないことであろう。

以上、この調査報告書の問題点について考察したが、一応この表の数字を使用することにして、第四表からの南京市部における暴行による死者二、四〇〇、拉致四、二〇〇、計六、六〇〇を、第二十五表から江寧県の被殺者九、一六〇を採り、合計一五、七六〇を一般市民の被害とする。

我が軍の作戦行動とスマイス調査結果の関聯部分についての考察

当時、日本軍は完全に「スマイス調査」の埒外に置かれていた。協力もしないが、圧力をかけたこともないのであるが、我が軍の作戦行動とスマイス調査結果との関聯について総括的に考察したい。

我が軍の中国一般市民に対する基本的態度は、これを敵視しないことであった。市民の被害は我が軍が中国軍を攻撃し、或は掃蕩などの戦闘行動をとったさい、その巻き添えによってやむなく殺傷された場合を除いて、すべて個別的な偶発や誤認の結果生じたものが圧倒的に多い。

ことに城内安全区掃蕩(十二月十四日～二十四日)や兵民分離(十二月二十四日～十三年一月五日頃)の際、我が軍としては一応の撰別手段を講じたけれども、便衣兵と見誤ったケースがあったようであるが、その最大の因は安全区の中立性が犯され、便衣の敗残兵と一般市民とが混淆してその撰別が極めて困難となったことにある。誠に不幸なことであった。

次に一般市民の戦争被害者数について考察すると、スマイス調査では累計一五、七六〇人という数字があげられているが、この中には前述したように、戦闘員としての戦闘死、戦闘行為の巻き添えによる不可避的なもの、中国軍による不法行為や、また堅壁清野戦術による犠牲などが含まれ、さらにスマイス調査実施の際の手違いや作為も絶無と

はいえない。また第四表の拉致四、二〇〇人のうちには調査の時点では行方不明でも、後日無事帰還した者や、たとえ帰還しなくても生命を完うした者もあるかも知れない。

さらに、城内安全区の掃蕩等において、誤って便衣兵とみなされて処断された一般難民の数は中国兵の数として、すでに本章第二、三節に記述されている。これはスマイス調査の数と重複する。

以上のように我が軍の作戦行動との関連において戦争被害の実態を検討してみると、一般市民の被害者数は、スマイス調査の一五、七六〇人よりもさらに少ないものと考ええる。

第六節 南京付近に収容した捕虜の状況

南京攻略戦において、日本軍に収容された捕虜群の総数とか、捕虜収容施設や各部隊が収容した個々の状況をすべてつまびらかにすることは不可能であるが、残された日記、証言等により断片的にその状況を述べる。なお日本軍に収容、保護された捕虜についての第三国側の記録はほとんど見当たらない。

一、額田坦中佐視察談

同中佐は昭和十三年一月上旬の阿南人事局長随行時の視察談として「特に忘れ得ないのは、南京の旧兵営内に拘禁されていた中国軍官学校生徒数百名の揃って泰然とした凛々しい姿であった。S参謀（注・榊原参謀と思われる）は何を聞いても頑として一言も答えぬ者が多いと感嘆していた。さすがに蒋介石夫妻が軍官学校内に止宿して朝夕、生徒に接し訓育を全うした成果であると感心した」と、老いてのち中国の若き軍生徒から受けた強い印象を語っている。

（額田坦『陸軍省人事局長の回想』）

二、第十六師団経理部部員、某少尉（希望により特に名を秘す）の日記

『村上独潭和尚伝記』（佐々木六郎著・未刊）から某少尉の日記を抜粋すると、

一、六（木）曇（一月六日の意）

寒い事前日通り、今日ハ自動車ノ運転ト馬ノ稽古ヲシタガ、乗馬ノ方ガ面白い、毎日練習シヨ、

支那捕虜百人ヲ返納スル為ニ、夕暮江蘇第一監獄へ行ツタラ、一人代表ノ奴ガ出テ来テ、内部ヲ案内シテクレタ。先ツソイツガ呼子ヲ吹イテ、何ダカ大キナ声ヲ出スト、「氣ヲ付ケ」トデモ云ツタノダラウ、部屋ノ内ニキル奴モ、外ニキル奴モ不動ノ姿勢ヲトル。ソノ中ヲ自分ガ廻ツテ行クト、中ニハ礼ヲスル奴ガキル。部屋ヲ出ルト、又大キナ一声ヲ出ス。多分「休メ」ト云フノダロー。何ダカ気味ガワルカツタ。今デハ大分数モ減ツタサウダガ、未ダ三千六百七十人モキルサウナ、最初ハ一万人モキタト聞ク。

一、一九日（水）雨（一月十九日の意）

雨ノ為、△兵站▽地域内ハゴテゴテダ。襦袢袴下ノ員数ガ合ハヌ為、市内ノ各部隊へ調査ニ行キ、午後△貨物廠▽へ連絡ニ行ク。

明日、苦力ヲ故郷へ帰ス事ニ決定。皆喜ンデキル。帰レバ家ハ焼ケ、妻子ハ殺サレテキル者モアルノニ、喜々トシテキル。五円宛給料ヲ支払ヒ、余リモノヲ別ケテヤル。一番小サイ奴ナンカ、何処カデ徴発シテ来タモノカ、帽子（中折）カラ靴、オーヴァー、背広ト一通リ身ニ合ハセテキル。夕食ハ苦力ニモ御馳走シテヤツタ。

（注） 当時の日本軍一、二等兵の本俸月額は五円五十銭、戦地加給三円三十銭である。苦力に支払った五円の給料は兵の一カ月本俸分に相当する。

三、榊原主計氏（上海派遣軍三課参謀）の証言

「私は仕事の関係上、多少捕虜収容所に入りました、翌年の一月ごろ、上海地区の労働力不足を補うため、多数の捕虜を列車で移送し、約半数の二、三千人を残したように記憶しております。軍経理部の岡田西次主計少佐

は、当初食糧が不足していたので、日本兵に支給する五人分の食糧から、捕虜一名分を捻出した。このことを知ったのであろう、捕虜になり、使役をやれば食べられるというので、今まで隠れていた敗残兵や便衣兵が、進んで名乗り出て捕虜になったと話していました。」

四、大西一氏（上海派遣軍二課参謀）の証言

「私が南京特務機関長になったとき（十三年二月）、第十軍の参謀がやってきて、司令部で捕虜を五、六名持っている、これを引き受けてくれないか、というので引き受けました。もし優秀な者が居れば、将来地方政権ができたとき、治安部隊に使うことを考慮したからです。そのなかで、「劉」という少将以下若干の者は、南京に維新政府ができたとき、幹部に登用しました。劉少将は後日、日本流に言えば、教育總監のような地位に昇進しました。」

（注） この「劉」少将は劉啓雄少将であらう。汪精衛政府の要人『周仏海日記』に次のような記述がある。

「（昭和十五年）十一月十五日 劉啓雄を接見する。黄埔軍官学校の第二期生。民国二十六年南京防禦戦のとき旅長であったが、南京が落ちてから難民區にかくれていた。〔汪政府成立後〕和平救国軍軍長となった。此の人は能力がある。今後大いに用いるところがあるであらう。」

五、鵜飼敏定氏の証言

「十二月二十日より前に、海軍舟艇により、多数の捕虜が下関から祐溪鎮（蕪湖対岸）に送られていた。祐溪鎮には無煙炭の炭坑があり、海軍が管理していたから、労役に使ったものと思う。」

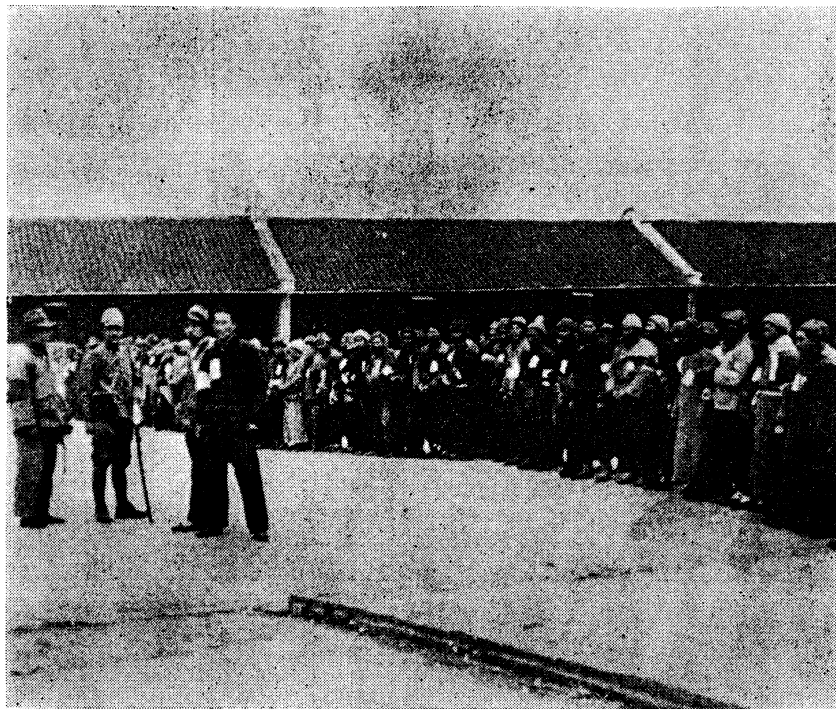
六、金丸吉生氏の証言

第十六師団経理部の金丸吉生軍曹らは、捕虜三百人の武装を解除し、下関の糧秣倉庫の荷役に従事させたのち解放している。詳しくは、資料集の「金丸証言」を参照されたい。

七、その他

このほか、杭州湾上陸後間もなく十一月十四日松江において、国崎支隊は第三十六師団第百八旅の副旅長以下約五千の投降、捕虜を収容しているが、第十軍参謀・岡田重一中佐の派遣を要請してこの捕虜を申し送ってから新任務についている。この際の営長・宋慧敏の珍しい投降文が陣中日誌に記録されている。（資料集参照）

また国崎支隊は、第五章第八節で述べたように十二月十三日南京対岸の浦口を占領し、翌十四日、歩四一の第七、第十二中隊をして江興洲（揚子江の中洲で江心洲ともいう）の敗残兵を掃蕩せしめ、二千三百五十人の捕虜を獲たが、武装解除後釈放した。さらに翌十五日も歩四一の第三大隊をもって江興洲の掃蕩を続行せしめたが、中国兵は「既ニ全ク帰順ノ態度ヲ示シ掃蕩スルノ要ナク翌十六日午前十時帰還」している。支隊長の節度ある捕虜対応を如実に示す記録と考える。詳しくは資料集の『歩兵第九旅団陣中日誌』を参照されたい。



昭和12年12月22日、もと製粉工場であった下関の第十六師団の野戦倉庫にて。作業前、中国兵捕虜に指示を与えている師団経理部員・金丸吉生軍曹（手前、左から二人目の軍服）